

平成21年 3月 9日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

15番	三浦義美	16番	中山金一
-----	------	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32名)

市 長	服部彰文	副市長	加藤恒夫
教 育 長	大木博雄	総務部長	下里博昭
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
総務部次長兼 税務課長	若山孝司	民生部次長兼 環境課長	久野一美
開発部次長兼 都市計画課長	伊藤敏之	教育部次長	高橋忠
監査委員 事務局長	加藤重幸	総務課長	佐藤勝義
人事秘書課長	村瀬美樹	企画政策課長	伊藤邦夫
防災安全課長	服部正治	市民課長	山田進
保険年金課長	佐野隆	健康推進課長	渡辺安彦
福祉課長	前野幸代	介護高齢課長	佐野隆
児童課長	山田英夫	総合福祉センター 所長	伊藤薫
十四山総合福祉 センター所長	鯖戸善弘	農政課長	石川敏彦

商工労政課長 服部保巳

下水道課長 橋村正則

社会教育課長 水野進

土木課長 三輪眞士

教育課長 服部忠昭

図書館長 伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤忠

書記 岩田繁樹

書記 柴田寿文

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（黒宮喜四美君） 皆さん、おはようございます。早朝から御苦労さまでございます。  
ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（黒宮喜四美君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第81条の規定により、三浦義美議員と中山金一議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（黒宮喜四美君） 日程第2、一般質問を行います。  
順次、発言を許します。

まず安井光子議員、お願いします。

11番（安井光子君） 皆さん、おはようございます。

安井でございます。私は、きょうの一般質問は、まず一つ目、介護の問題、二つ目、十四山地区東部の公共交通の問題、この2点について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず1点目、だれもが安心して利用でき、働ける介護保険制度の見直しを、この問題でございます。

本題に入る前に、まず市長にお尋ねをいたします。

2点ございます。一つ目は、第4期介護保険制度では新介護認定方式への変更とか介護報酬の3%引き上げなど、幾つかの改定が行われようとしております。しかし、改定の詳細については、2月19日、都道府県の課長等を集めて膨大な資料で説明会が開かれたと私は聞いております。この段階では県や市町村も新年度予算の編成が終わって、もう予算書の印刷がされていた時期ではないでしょうか。国が制度の変更を言うのであれば、もっと早い時期に決めて市町村に示して、予算の検討ができるようにすべきではないかと考えます。4月から新制度が始まるのに、国民の暮らしに密着した大切な介護保険の問題、国は一体どう考えているのでしょうか。一番困るのは市町村、行政側です。市長会を通じて国に強く改善を求めたいと思います。これが1点目です。

次に2点目です。弥富市の第4期介護保険の見直しに当たり第3期の検証が行われ、策定委員会で審議、検討がなされ、計画の策定が行われたと聞いております。市民のための市政を進めるのであれば、計画案の段階で市民や議会に公開し、意見を求めるのが本来の姿ではないでしょうか。都市計画とか総合計画では、弥富市でも市民に公開し、パブリックコメン

トも得ております。ほかの市町村では、パブリックコメントを実施したところもあると聞いております。

この2点について市長の見解をいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

安井議員の御質問にお答えをしていきたいと思いますが、まずその前に、前提となる介護保険とは何だということと一緒に御確認をいただきたいというふうに思っているわけでございます。

介護保険といいますのは介護を国民皆で支え合う制度でございます、いわゆる保険料を支払った人に必要な給付を行うというのが大前提でございます。助け合いの精神というのが私は原則であろうというふうに思っております。そして、その中で決められている原則というものがございます。これは保険料の全額を免除することはできませんよ、いわゆる国民がそれぞれ40歳以上になりましたら皆で助け合っていく制度ということを十分に理解し合っていきましょう。

あるいは、二つ目といたしましては、収入のみに着目した一律減免もできませんよ、いわゆる所得に応じてさまざまな段階で保険料を支払っていただくわけでございますけれども、それだけではなくて、その負担能力ということについても個別に判断をしていかなきゃいかん、そんなようなことがあるわけでございます。

また、私どもといたしましては、三つ目の原則が非常に大きなものになるわけですが、三つ目の原則といたしましては、一般財源から保険料に組む込むための、いわゆる減免分の補てんという形でございますけれども、それが公費としては12.5%しかできないという状況でございます。公費50%、保険料50%で介護保険の運用がされるわけでございますけれども、公費の中での市町村負担は12.5%でございます。そういった形の中で、それ以上を一般財源から繰り入れることに対しては大変なことであるということの認識もいただきたいというふうに思っております。

そういう状況の中で、私ども、この第4期の介護保険事業計画というのを、素案ではございますが策定をさせていただきました。また、議員の皆様には、4月になりましたら、各お手元に御配付していきたいというふうに思っております。

弥富市の現在の介護認定を受けておられる方は、平成20年度で約1,200名になります。要支援から要介護5段階という形の中での人員でございます。そのような形の中で策定委員会で検討してまいりましたけれども、今後、さまざまな形で介護を受けられる方が年間で、私どもこの二、三年前から七、八十人という形で介護認定を受けられるわけでございます。そういった形の中で、私どもといたしましても大変厳しい財政状況であるということも御認識

いただきたい。

そしてまた、この未曾有の経済不況ということがその上に追い打ちをかけてきているのではないかなあというふうに思っております。そういった形の中で、この第4期の介護保険事業計画を策定するにおいては、ますます国の責任というのが私は重要になってくるというふうに思っておりますので、これからいろんな形を通じて、こういったことに対して申し上げていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

二つ目の御質問でございます。策定委員会の方でパブリックコメントを求めているかどうかというお話でございますが、今まで数回、この策定委員会を実施してまいりました。それぞれがその立場に立ってしっかりとお仕事をさせていただいておる方、そういう人たちのお話を伺いながら、そして最終的にはまとめ上げていただいたものでございます。私どもといたしましては、パブリックコメントを求めるときも、それぞれの立場の方の意見を尊重し合って、この素案をつくったものでございますので、また一読していただきたいと思っております。

今後、さまざまな策定委員会というか、いろんなものがあるかと思っておりますけれども、パブリックコメントを求めるときには、その都度判断をして求めるものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 市長のお話の中に、介護保険については国が3原則、禁止している問題があるというお話がございましたが、これは以前、坂口厚労大臣だったと思いますが、国会の答弁で、これは強く規制するものではない。各自治体や、その自治体の裁量で自治義務においてこれは決めていくものだ、このように答弁もされております。だから、この弥富市民が安心して介護を受けられる、そのためにどうすべきか、こういう観点で御判断をいただきたいと思っております。

それから2番目の問題で、策定委員会はいろんな分野の方が入っていただいているから、そこで決めていただいているいいんじゃないかというお話がございましたが、策定委員会には弥富市の場合、公募の方も入っておられません。広く住民の皆さん、市民の皆さんの御意見を聞いて、利用者の立場からも、そして市の立場からも議論を十分交わして、第3期の介護保険は一体利用者がふえたのか減ったのか、財政的にはどうだったのか。3期も大幅な介護の内容の改定が行われております。私の調べたところでは、予防給付という制度ができました。この財政的な問題では、半分ないし3割ぐらいしか、18年度、19年度を見ても使われておりません。こういう実態があるわけでございます。だから、ぜひ広く市民の方に呼びかけて御意見をお聞きしたり、議会に素案でいいですので公表していただいでみんなで検討していく、これが本来の弥富市の市民のための市政ではないかと思っております。

では、次の問題に移ります。介護保険制度が始まってことしの4月でちょうど10年目を迎

えます。当初、「家族介護から社会で支える介護」という看板でスタートしました。しかし、小泉内閣のもとで社会保障費が毎年2,200億円も削減され、介護保険制度は次々と改悪が行われました。施設サービスにホテルコスト、食費とか居住費は本人が負担すべきだという制度が導入され、利用料が引き上げられ、所得の低い人は施設から出なければならないような状態も起こりました。介護予防を重視するとして要介護から要支援にするなど、認定を低くしてサービスを取り上げたり、ベッドや車いすの貸しはがしなども行われました。介護労働者の報酬は、計画見直しのたびに引き下げられ、2003年には2.3%、2006年には2.4%引き下げられ、ほかの業種と比べても賃金が低いために介護職員が定職せず、介護サービスの低下を引き起こしています。市の12月議会でも介護保険制度の抜本的な改善と介護労働者の処遇改善を求める意見書が全会一致で採択され、国の方に提出されております。

このように、今日の介護保険制度の深刻な現状は、皆さんも既に御存じのことだと思えます。具体的な問題で質問をいたします。

まず1番目、第4期介護保険料は、高齢者の負担引き下げのためにどのように検討がされたのでしょうか。

まず一つ目、議案第23号条例では、第4期の保険料は6段階、基準額で4万1,400円、月額にしますと3,450円、3期に比べると50円の引き下げになって提案がされております。この検討内容について御説明をください。お願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

第4期の保険料の設定につきましては、経済状況等を考慮し、保険料据え置きを基本として調整してまいりました。その結果、1ヵ月の基準額で約300円の支払準備基金から繰り入れをし、総額1億100万円の基金の取り崩しを行いました。第3期と同様、3,500円の保険料を設定いたしました。これに国の特例交付金を保険料引き下げに充当し、3期より50円安い3,450円と決定させていただきました。これにより高齢者の御負担の軽減につなげることができました。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 今、経済情勢が厳しいときに、50円というのはわずかではございますが、引き下げになったということは大変喜ばしいことではないかと考えます。

それで、次の問題です。保険料は6段階で設定されておりますが、これを7段階、8段階と所得階層をふやしたり、保険料率を見直して、年金の少ないお年寄りの負担を少しでも軽くできないかの検討は行われたのでしょうか。

次の問題も質問いたします。第3期の介護保険計画では2,000万円の基金を取り崩すことを前提で保険料が設定されたということです。しかし、実際は新たに6,000万円以上残して

いました。第4期は相次ぐ制度の改定で、このまま行けば予定が狂ってくる可能性も考えられます。県下の幾つかの自治体では、途中での見直し、2010年、11年の見直しもあると言われております。弥富市でも予定と大きく違った場合、途中での保険料の見直しをすべきだと考えますが、この点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

所得階層、保険料率につきましては、近隣市町村の介護保険料等を十分調査いたしまして総合的に判断した結果、第3期より50円安く設定することができましたので、第3期と同様にさせていただきます。

今後の保険料等の改定につきましては、その時々のご事情ではありますが、基本的には今回の計画で3年間行きたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 予定が狂ってたくさんの基金が残ってきた場合、やはり今の経済状況なんかを考えて保険料の見直しも検討していただきたい、このことを要望しておきます。

では、次の問題に移ります。介護保険料の普通徴収についてでございます。

収納率や滞納者数はどのようになっていますでしょうか。現在、滞納が2年以上になり、介護サービスを制限されている人はおられますでしょうか、質問いたします。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

介護保険料の普通徴収の収納率、滞納者数でございますが、平成17年度の収納率が92.9%、滞納者は125人でございます。平成18年度の収納率は93.6%、滞納者は159人でございます。平成19年度の収納率でございますが、91.7%、滞納者は151人となっております。

介護保険料の滞納によりまして介護サービスが制限されている方は、現在のところございません。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） そうしますと、後でも納めてみえるというふうに判断してよろしいのでしょうか。

それで、全段階ではなくとも、もし対象者が出た場合、市としてはどのように対応されますでしょうか。

普通徴収の方というのは、月額年金が1万5,000円以下の非常に生活が厳しい方でございます。この点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 御質問にお答えさせていただきます。

保険料を2年以上滞納した場合でございますが、これは利用者負担が1割から3割に引き上げられます。

また、1年以上滞納した場合は、1割だけでなく全額を一たん支払っていただきまして、後で9割をお返ししていく方式となります。

1年以上の場合は、保険給付が一時差しとめられまして、なお滞納が続く場合は、差しとめられた保険給付額から滞納分に充てることがございますので、滞納がないよう御支援をいただきたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 滞納を2年以上とか1年以上した場合、大変厳しい措置が講じられようとしております。だから、この問題について、現段階では対象者がないということでございますが、この厳しい国の基準に対して、市としてもう少し支援をするということも検討していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 介護保険料のみならず、さまざまな国民健康保険料であるとか、一般市民税という形においても収納、滞納という関係があるわけでございますけれども、介護保険の問題につきましては、先ほどもお話をさせていただきました、保険料で50%を運用していかなきゃいかん。そして、その内訳は、いわゆる第1号被保険者、65歳以上の方につきましては、50%のうち19%を御負担いただきますよう、あるいは40歳から65歳までの方に31%の御負担をいただきますということをうたってあるわけでございます。そういったことの比率が大きく崩れた場合においては、先ほどから申し上げておりますように、介護保険そのものの運用が大変厳しくなるという状況でございます。私どもといたしましては、さらに収納という形、税の公平という形の中でお願いをしていくわけでございます。よろしく御願ひ申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 介護保険料の問題につきましては、介護保険が始まる前は、半分は国が負担していたわけでございます。これを介護保険導入に合わせて25%、現在は22.数%と、何か少なくなっていると聞いておりますが、このように国の負担、サービスをすればどんどん保険料が上がっていくような仕組み、これを変えていくべきではないかと考えます。議会の意見書でも国の負担を50%に順番に戻していくように、このことをぜひ求めていただきたいと思っております。

では、次の問題に移ります。介護保険料の減免についてでございます。

12月議会で住民税、国保税と歩調を合わせて収入基準を考えた形で考えるという回答をいただきました。これはどのように改善されたのでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 御質問にお答えさせていただきます。

介護保険料の減免につきましては、新たに収入基準による減免規定を追加させていただきます。従来の所得減少基準と新規の生活保護法による保護の基準に規定する生活保護費の基準を併用し、減免額の大きい方を採用する方式とするものでございます。対象者は、前年の収入が520万円以下で、減少額が2分の1減少する方が対象となります。

この規則の一部改正を文教厚生委員会にて報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 今回の改正の規則では、国保なんかを委員会で見せていただいたんですが、所得激変の場合の減免については基準が引き上げられ、改善がされたと思いますが、以前から検討を求めています恒常的に収入の低い人、生活保護基準、または税負担をすれば生活保護基準以下になる人の減免について、ちょっと今の御説明ではわからなかったんですが、理由の中にあります、その他特別の理由により市長が認めた場合、どのような条件の人が対象になるのか御説明をいただきたいと思います。

具体的な物差しがないと、市民が申請するにしても、自分が対象になるのか判断ができません。行政の方でも、例えば課長がかわったりして判断が違ってきては市民の信頼もなくなってしまいます。市民に対し、わかりやすく、公平を期す上でも、きちんと規則または要領で規定すべきではないでしょうか。御見解を求めます。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

介護保険規則、別表2でございます。その中に事由として、その他特別の理由により市長が認めた場合と明記してございます。現在、生活保護法による基準生活以下の世帯に属する者として、保険料の第2段階、第3段階の方に対して減免を実施しております。今回、見直しを行いまして、基準生活費の1.1倍未満の世帯に属する者と基準を引き上げまして、対象者を保険料の第4段階、第5段階の方に拡大させていただきます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 特別な理由の場合、要綱か要領か何かで規定されているのでございますか。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 一応内規の方で明記をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次に、介護認定についてお尋ねをいたします。

一つ、第3期の介護保険制度から新たに要支援2という認定基準が設けられて、それまで要介護1だった人の何割かが要支援2に変更されました。新基準によって要介護1から要支援に移行させられた人は、およそ何人ぐらいでしょうか。要介護1から要支援になると、施設への入所ができなくなったり、訪問介護や通所サービス、福祉用具のサービスも利用できなくなり、制限がされてしまいます。

私の周りの方も要介護1から要支援になり、ベッドが取り上げられて、腰が悪くてベッドがどうしても欲しいんだけど、ベッドを返さなくてはいけなくなった、本当に困っておみえになりました。具体的にどう変わったのか、説明を求めます。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

平成18年4月以降、要介護1の人が更新時に要支援2に移行された方は、101名でございます。制度改正により要支援1と2及び要介護1の方に対する福祉用具の貸与につきましては、自立支援に十分な効果を上げる観点から、特殊寝台、車いす、床ずれ防止用具等の品目については、原則として利用が認められなくなりました。日常的に歩行、起き上がり、寝返り等が困難であると判断できる場合は、保険給付の対象となっております。

また、平成19年4月の改正により、これまでの給付のほかにも、疾病、その他の原因により状態が変動しやすく、身体への重大な危険性を回避等、医学的判断から福祉用具が必要な状態と判断される場合、医師の医学的な所見に基づき、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具対応が特に必要であると判断される場合は、給付の対象となっております。

また、訪問介護や通所サービスにおきましては、要支援1、2の方は、サービス料は月単位となり、要介護1の方は1回単位となっております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） では、次の問題に移ります。2009年4月からの新介護認定システムについて質問をいたします。

第3期の改定以上に高齢者の生活実態とかけ離れた判定がふえるのではないかと、お年寄りには必要なサービスがますます受けられなくなるという医師や介護福祉の専門家などから危惧する声が上がっております。新しいシステムについて、どのように認識されていますでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 御質問にお答えさせていただきます。

介護認定制度見直しの主なものは、認定調査項目等の変更、要支援2及び要介護1の判定

を1次判定で実施することなどですが、このことによって介護認定にどれだけ影響するのか、軽くなるのか、重くなるのか、現時点では判断がつきませんので、当面は認定審査会の認定状況を見守ってまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 今度の改定について、認定項目が少なくなっただけではなくて大変重要な介護認定にかかわる問題が含まれていると、私は新聞の報道や介護の学習会で学んでまいりました。それを5項目について、ちょっと御披露したいと思います。

まず一つ目、先ほどもお話がありましたように、介護調査員が調査する項目が現在の82から74項目に減らされます。減らされるのは、暴言、暴行、不潔な行為、異食行動、これは食べられないものを口に入れるなど、14項目が減らされて、一方では簡単な調理など6項目が追加されます。削除された項目は、高齢者の実情を把握する上で必要不可欠な内容で、特に認知症についての判断が不利ではないかと言われております。

二つ目は、厚労省が新介護認定方式で行ったモデル事業の結果によりますと、新方式では要支援2の31%、要介護1の19%、要介護2の28%など、各要介護度で二、三割の人が現行方式より軽度判定されております。非該当、要支援1を除くすべての要介護度で現行よりも軽く判定された人が重く判定された人の人数を上回っております。

3点目、介護認定をするに当たって調査員が利用者から聞き取り調査をする際の判断基準が大きく変えられます。例えば、移動とか異常の調査項目では、移動や異常のない重度の寝たきりの状態の人でも、今までなら全介助と判断されておりました。しかし、今回の認定調査員のテキストでは、介助自体が寝たきりだから必要がない、こういうことで自立へと変更されております。もっとほかにもいろいろありますが、時間の関係で御紹介できないのが残念です。

四つ目は、介護施設は、新認定方式で利用者の認定が軽度になると事業所の収入が減って、介護報酬による増収分が吹っ飛ぶおそれがあると言われております。

五つ目は、今回の介護報酬の改定、介護従事者の専門性などに着目した評価がなされ、介護福祉士などが30%とか40%以上配置されていると加算がされる。例えば、輪中の郷などのように公的な支援を受けているところは、要資格者が一定、また有資格者が一定以上いるところなどは加算が行われますが、小さな事業所では介護報酬の引き上げにはつながっていかない。試算によりますと、報酬が減るといふ事例もあると新聞では報道されております。

以上のような中身でございますが、これは部分的な問題で、新介護認定システムはこのようにたくさん問題がございます。再検討を国にぜひ求めるべきだと考えますが、市長の御答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員御指摘のように、要介護認定者がますます増加してみえるわけでございます。まさに高齢化時代に突入ということでございます。

少し数字的な話をさせていただきますけれども、私どもの市としての給付金でございますが、平成19年度の要介護、あるいは要支援でございますが、要介護では全体的には13億8,700万円、そして要支援で9,200万円、いわゆる公的な形の中で給付をさせていただいております。そのうち、12.5%が私ども市の負担でございますので、1億8,500万というのが平成19年度の段階ではあるわけでございます。しかし、これが私どもの策定委員会の推計値でございますけれども、平成23年度推計におきましては、要介護で17億3,000万円、そして要支援では1億2,000万円かかるというふうに推定しております。その18億5,000万のトータル金額に対する12.5%が市の負担分でございますので、2億3,000万円という形でかかってくるわけでございます。

そういった中で、具体的な数字だけでも125%ぐらいの平成23年度推計値に対して伸びていこうというのを思っておるわけでございます。財政は大変厳しい状況ではございますけれども、しっかりとそういった要介護認定された方に対して、我々としては努力してまいりたいというふうに思っております。

後ほどお話があるかもしれませんが、基本は、今国の方では在宅介護をしっかりとやっていただきたいということでございます。そういった形に対して私ども市といたしましても、在宅介護していただくというようなことに対して奨励金を支払わせていただいております。10万円ですけれども、在宅介護に力を入れていただきたい。そして、同時に一番大事なのは、介護予防をしっかりとしていこうというのがこの策定委員会の大きな目標でございます。訪問介護をしたり、あるいはデイサービスをしたり、あるいはショートステイというような状況の中で、要支援、あるいは1、2の段階、あるいは要介護1の段階の人に対して、もっとしっかりと介護予防をしていこうというふうに思っております。そんなことを皆さんと一緒に考えていかなきゃいかなあというふうに思っております。

また、介護認定におきましては、今、弥富市においては毎年400人ぐらいの方がその認定を求めておみえになるわけでございますけれども、そのうち介護認定をさせていただくのが七、八十名ということでございます。このことにつきましては、私はこの4月からの認定基準ということについては熟知しておりませんが、その認定者の介護を受けられる側の立場に立って物事をしっかりと考えていく必要があるということは十分認識しておりますので、御理解も賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 私が申し上げました新介護認定システム、まだ市長さんもあまり御

存じないというお話でございました。それなのに弥富市の予算は組まれている、それを置いておいて組まれている、そのことが一番問題ではないでしょうか。介護認定が悪くなる、介護報酬は、その条件に応じて加算をする、多いところもあれば少ないところもある、今までより減ってしまうところもある、こういう国のやり方自体が本当に問題ではないでしょうか。その介護システムを改定する、その時期が大変遅い。市町村が予算を組んでしまってから説明会を開いたりしている。こんな市民、国民をないがしろにしている介護保険の新しい認定システム、国のやり方、この改善を私は求めていただきたい。市長会を通じて、ぜひこれをやっていただきたいと思うんですが、もう一度市長の答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほども後段のところでお話をさせていただきましたように、介護を受けられる側の立場に立って、いろんな形の側面で考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次の問題に移ります。介護労働者の労働条件の改善と人材確保についてでございます。

これも議会から国に上げた意見書の中に盛り込まれている問題でございます。2度にわたる介護報酬の引き下げで平均賃金は、全産業一般労働者の6割から7割の水準です。そのため、介護労働者の離職率は21.6%と、全産業平均の16.2%に比べて大変高くなっております。そして、介護労働者確保が困難な状態にあると言われております。

私は、この現状を学ぶために介護施設や事業所を訪ねてまいりました。ある施設では、介護に携わる労働者の2割、人員が不足しています。職を探す人でごった返しているハローワークに求人を出してもさっぱりです。職員はぎりぎりのところで働いています。ほかの施設では外国の人を4人雇っています。今回、国が介護報酬を3%、初めて引き上げると言いましたが、以前は2回も引き下げられていますし、焼け石に水です。職員の賃金の引き上げに回したいと思っても、回せるのはほんのわずかです。弥富市議会でも大いに国に働きかけをしてください、お願いします、このように言われました。介護報酬の大幅な底上げ、当面5%の引き上げを国に求めていただきたいと思います。

時間の関係で、次の問題も同時に御答弁をお願いします。

介護施設入所についてでございます。全国で今38万人を超える人が特養ホームへの入所を待っていると言われております。弥富市での待機者の現状をどう把握されていますでしょうか。待機者解消のため、特養ホームなどの整備に対する国庫補助金などの復活や、介護療養病床の縮小や廃止の中止など、国に要求していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

この2点についてお答えをいただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 介護高齢課長。

介護高齢課長（佐野 隆君） 御質問にお答えさせていただきます。

1 番目でございますが、介護従事者の給与や対応など、働く上での条件が悪化していることが大きく、夜間業務がある施設の介護業務は、精神的にも肉体的にも重労働になっていると認識しております。

改善策といたしましては、国が今回のように、介護従事者の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律に基づき、介護従事者等の賃金を初めとする処遇改善に資するための施策を講じていただき、職場環境を整えていただければよいと考えております。

次に、施設入所の関係でございますが、特別養護老人ホームの入所待機者ですが、輪中の郷が140名、長寿の里が220名、やすらぎの里が110名となっております。各施設とも入所待機者が多くなっていますが、同じ方が各施設へ申し込みをされていると思われるので実際はもっと少なくなると思われます。

次に国庫補助の関係でございますが、先ほど市長さんが言われたように、国は在宅サービスに重点を置く方針でございますので、施設整備への補助金は難しいと考えています。

また、介護療養病床への介護保険の適用は、平成23年度末までとなっており、医療の必要性の高いものは医療療養病床で対応し、医療の必要性が低いものは老人保健施設等への転換が進められると思いますので、今後は問題意識を持って国の動向に注意してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員。

1 1 番（安井光子君） 皆さんも御存じのように、毎年、介護をしている人がされている人を殺してしまう、こういう本当に悲惨な状況が起こっております。1 年間に30名を殺してしまう、こういうことが新聞でも報道されております。今、介護の状況は、大変な状態でございます。行政側、議会、市民の皆さんとともに、どんどん悪くされていく介護保険、これを皆さんが力を合わせて、受けやすい、使いやすい介護保険制度に変えていこうではございませんか。

次の問題に移ります。2 番目は飛島公共交通バスについてでございます。

十四山東部地区の公共交通について、弥富市鍋田地区、飛島村、十四山地区東部から蟹江町に至る三重交通バスは、地域住民の通勤・通学・通院・買い物などに欠かすことができない公共交通としての長い歴史と役割を担って運行されてまいりました。そして、バス路線地域と蟹江町、名古屋市を結ぶ生活・経済圏が長年にわたって培われてまいりました。

平成17年、三重交通近鉄弥富線の廃止及び十四山地区東部バス停（亀ヶ地、善太橋）によって、この地域から蟹江駅へ出る公共交通の利便性が極端に悪くなりました。

平成19年10月1日、国で地域公共交通活性化及び再生に関する法律が施行され、地域公共

交通活性化・再生総合事業が新設されました。飛島村では、より実効性の高い地域の公共交通ネットワーク整備を進めるため、「飛島村公共交通活性化再生協議会」を設置して、地域公共交通総合連携計画が策定されました。飛島バス（飛島から名古屋港間）及び三重交通バス（蟹江から新政成間）を見直し、4月から新たに飛島公共交通バスとして名港線、蟹江線が運行されることになりました。

質問はまとめてさせていただきます。

この地域住民の生活実態・経済圏について、どのように認識されているのか、お尋ねします。

二つ目、飛島公共交通バス事業について承知されていると思いますが、いかがでしょうか。

三つ目、この事業には、蟹江町及び弥富市の偕行会リハビリ病院も運行経費の助成をするという聞いております。金額も聞いていますので申し上げますが、蟹江町は今まで三重交通のときは200万円出していた補助金を半分の100万円助成する、偕行会リハビリ病院は、年間80万円を助成するというところでございます。これについても御存じでしょうか。

四つ目、飛島公共交通バスに弥富市も参画していただき、三重交通バス停があった、神戸、亀ヶ地、善太橋にバス停が復活されることを地域住民は心から望んでおります。

バスが十四山東部を走っていないのであれば、皆さんもあきらめがつくんですが、家の前を毎日毎日左から右へ走っていくわけです。みんな指をくわえて、本当に情けないなあ、情けないなあ、こういう思いでごらんになっておられます。蟹江町が100万の助成をするのであれば、弥富市も100万。バス停は、蟹江が7個ぐらいあります。十四山東部はリハビリ病院を入れて3個です。だから、リハビリ病院と合わせて100万の助成をリハビリ病院とお話し合いをしていただく、こういう案もあるのではないかと住民の人と話し合いをしております。これについて御答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） それでは、安井議員の御質問にお答えします。

まず1点目の、生活実態、経済圏については承知しております。統計上も住民のほとんどは、元気なうちは自転車、自動車を運転する実態がありまして、1週間に1回以上のバス利用についてはわずかであると思われまます。

まず、通勤・通学につきましては、この東部地区につきましては、近鉄蟹江駅、一部は佐古木駅の利用が多いと思います。また、通院につきましては、市内の1次病院、あと2次病院の海南病院、こちらの方が多いかと思われまます。また、買い物につきましては、ピアゴ十四山店、それから佐古木のYストア等の御利用が多いと思います。あと残りの方につきましては、近隣市町村であると認識しております。

次に、2点目の飛島公共バスの事業については、私もこの会議に参加しておりますので承

知しております。これは、現在運行している三重交通の路線バス、飛島蟹江線（近鉄蟹江駅から飛島村の新政成公園）が本年の3月31日をもって運行が廃止されます。これに伴い、4月からは飛島村が自主運行（実証実験6ヵ月を含む）する飛島公共交通バスにて同区間の運行が継続されるものであります。

次に3点目の事業負担の件でございますけれども、これについても承知しております。平成21年度は、蟹江町が100万円、偕行会リハビリ病院が80万円の運行経費の負担をすると聞いております。

次に4点目の飛島公共交通バスへの参画の件ですが、現在のところは考えておりません。しかしながら、議員の御指摘のとおり、全国では生活圈や財政上の利害関係が解消され、複数の市町村で地域公共交通会議を立ち上げたところもあります。したがって、本市においては、将来的にそういう機運になってきた段階で検討する問題だと考えます。

次に、三重交通のバス停があった神戸、亀ヶ地、善太橋のバスの復活の件でございますけれども、これは以前の議会でも答弁しておりますとおり、この問題につきましては、苦渋の選択の中で補助金の投入はしないということで、合併前の十四山と弥富、両町村で解決済みの問題でございます。

当該地区は巡回福祉バスの停留所もございますし、ある特定の地域だけの問題としてとらえるのではなく、弥富市全体で考える問題であると思っておりますので、御理解がちょうだいしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 安井議員、時間ですが、どうぞ、端的に。

11番（安井光子君） 言いたいことはありますけど、時間が来ましたので終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 開会してから1時間たちました。11時10分まで休憩をいたします。

~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に大原功議員、お願いします。

18番（大原 功君） 市長にお伺いいたします。

職員が雨の中、三ツ又池公園の大掃除のとき、平成20年12月14日（日曜日）、市長はどこにおられましたか、お聞きいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大変断片的な御質問で苦慮するところもありますけれども、12月14日

には多度カントリーにありました。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長、私は思うんだけど、市長というと市民のお父さんのようなもんで、子供さんが大掃除をやっておるのにお父さんがゴルフをやっておるということに対しては、全く常識がちょっと外れておるような気がするんだけど、やったからしようがないんだけど、これからはこういうこともあるのかないのか。前の市長だと、大掃除のときだと、大体公用車に乗ってずうっと回って、皆さん御苦労さん、御苦労さんと言って、大体手を振って、声はそう届かないんだけどね、やっていくんだけど、ここ2年間見ておっても、12月の大掃除には、市長がそういう車に乗って大掃除に参加というか、そういうところを見てくれないという市民の方も多いわけだね。だから、こういうのも含めて市長は環境問題とかいろんなことをやっておって、片方芝でゴルフをやってみえて、多度カントリーで、片方じゃ職員が雨の中、これ日曜日にやるということはどうかと思うんだけど、やってから、後からいかんと言ってもしょうがないから、次のときにこういうことを、12月はまた来ますから、そのときはそうやってやられるのか。例えば、5月にもそういうことがありますから、5月にはやられるのか、それだけお伺いします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員の御質問にお答え申し上げます。

清掃の件と私の私的なことでございますけれども、旧来、私ども弥富市の職員は、自主的な参加のもと、いわゆるボランティア精神のもとに、毎年、年末に恒例の掃除活動を行っているものでございます。

しかし、昨年、これは年2回という形でとり行ったわけでございます。1回目は、昨年は議員御承知のように、10月2日に愛知県市長会が社会教育センターの方でとり行われたわけでございます。そうした形の中で、その社教センターの周辺の整備及び旧弥富中学校の雑草が伸びておりましたものですから、これを清掃していこうと。9月23日に第1班という形の中で、自主的な参加のもとに清掃をさせていただきました。そのときには、私、そして副市長、そして教育長、三役という形の中と、それから職員の中で9月23日に第1班という形で清掃をさせていただきました。

そして第2班という形の中で12月14日に、旧弥富中学校の周辺、そして三ツ又池公園の駐車場の周辺を第2班という形の中で清掃活動をさせていただいたものでございます。

第1班のときには大変残暑厳しいときでございました。また、2班のときには雨が降っていたという状況もあるわけでございます。そういった形の中で、職員が自主的な参加とはいえ、清掃活動、奉仕活動をしてくれたことに対しては大変感謝をするわけでございます。

私の私的なゴルフの件でございますが、このゴルフの件につきましては、金魚組合の組合

長からお誘いをいただき、また組合員の方からもお誘いをいただき、皆様と親睦を図るといような意味合いもありまして、そのゴルフコンペに参加したものでございます。

私は第1班で、9月23日に担当という形の中で奉仕活動をしたということが少し甘さとしてあったかもしれませんが、ボランティア活動に参加した職員に対して労をねぎらうという立場にあるということも含めて少し配慮に欠けていたということにつきましては、自省自戒するものでございます。

今後、こういうことのないように十分気をつけていきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長、そういうふうでやっていただくということで、それはそれとということで、2番目です。

旧ユースストアが避難所になっておらんということで、白鳥や十四山、それから弥生学区の方からも、なぜこれが避難所にならないのかと。だから、市側の方で何かそういう粗相があってお願いに行けんのかという話があるけれども、この点についてどうですか、市長。

議長（黒宮喜四美君） 防災安全課長。

防災安全課長（服部正治君） お尋ねの旧ユースストアとの物資の供給や避難場所の提供につきましては、平成18年9月から、当時、私と担当課長輔佐が3回ほどお願いに上がりました。しかしながら、旧ユースストアの事業本部の経営方針によりまして、これはお客様重視といたしますが、優先、また新しいものを提供していくということで、なるべく在庫を置かないとか、いろいろ理由がございまして、他町村も同様でございますけれども、実施しておらず、契約締結には至っておりません。

合併後のユニー株式会社においても経営方針は変わっていないと確認しておりますので、御理解願います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員の御質問に対して私の方からも御回答申し上げます。

今、防災課長からお話があったとおりでございます。私もユニーグループの中に席を置いていた者として答弁をさせていただくわけですが、いわゆるユニーグループ、なかんづくユースストアの基本的な小売業としての経営理念、こういうことに対して、個人の消費というものを通じて生活、あるいは社会に対して貢献していきたいというのがその企業理念でございまして、一団体であるとか、あるいは一自治体であるという形の中で、さまざまな形の中における覚書、あるいは協定、あるいは契約書というものにつきましては、一切しておるわけございません。

また、避難場所の件でございますけれども、私ども、今さまざまな形で御協力いただい

おります災害協定におきましては、いわゆる屋上に駐車場があるということを前提にしていきたい。あるいはまた、だれが見ても高いところにあるという形の中で、そういったところについて避難場所としてお願いをしていきたいということで、今までパディーさんであるとかYストアさん、あるいはイオンタウンさんをお願いをしてきているわけでございます。

今、大原議員はユーストアというのを十四山店という形でお考えいただいているかもしれませんが、あそここのところにつきましては平面駐車のみでございまして、屋上に駐車場等があるわけでございませぬ。また、私どもの町の全体の高低からいっても、そんなに高いところにあるということは存じ上げておりませぬので、そういったことで、今現状まで来ているということでございます。

それから、行政と何かあったのかというお話でございませぬが、私も大変皆様の方から御心配していただくようなことは一切ございませぬので、もしそのような形でお聞きになってみえる方につきましては、御答弁もお願いしていきたいと思っております。どうぞよろしく。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、市長、ユーストアというのは全国にたくさんいろんなところにあるんだけど、上に駐車場がないところもあるわけね。それかといって、アピタがユーストアになったところもあったでね。そういうふうであって、その前のときはそういう避難所にしておる話も聞いたんだけど、アピタから続いてユーストアになったのでそうなったのかわかりませぬけれども、平家のところも結構ユーストアがあると思うんだね。

それと、事業者だからなかなかそういうことがわからんと思うんですけど、道の駅なんかをつくると、国の方から補助が出るようになってますね、これね。だから、そういうのも含めて、やっぱり民間の消費者がそこにお買い物に行くんだから、行けばそういうところも、我々の安全というのもフォローしてあげるといことが、一企業だからの話でね。ユニーなんかは株主に株を発行して、いろんな方がやってみえるからよくわかると思いますけれども、そういうのも含めてこれから教えてあげる。また、企業だから知らんというところもあるし、また行政だからそういうのも知らんというところもあるので、こういうのを含めて、今後、一遍検討してください。

3番目です。名港管理組合と名古屋商工会議所の海外旅行について、市長が市民税を191万9,000円使って行かれたわけね。そして、これは12月に聞いたときに市長の答弁は、「市側の規定によって前例等に基づき実行しました」と書いてある。そして、私どもが全協で聞いたときには、議長が名港管理組合からお誘いもあるので出席をしなきゃいかんというふうに言われておるんだけど、これは事実、名港管理組合からお誘いがあった出席されたものが、お伺いします。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 大原議員の御質問にお答えします。

名古屋港管理組合に確認しましたところ、このポートセールスにつきましては、毎年、当地域と訪問地の経済交流の拡大及び名古屋港のPRと利用促進を目的として、名古屋港管理組合を初め、名古屋商工会議所、名古屋港振興協会、名古屋港利用促進協議会の4団体の共催による使節団「名古屋港ポートセールス・ミッション」として実施されているものであります。

平成20年度は、弥富市長が10月11日から24日までの14日間、「地中海・北アフリカ経済交流並びに名古屋港利用促進使節団」の一員として参加し、地中海のハブ港機能を有するキプロス港湾及びフランスのマルセイユ港を訪問し、マルセイユにおきましては名古屋港利用促進レセプションを開催し、関係強化に努めるとともに、有力船社を訪問し、基幹航路開設による名古屋港への寄港を働きかけました。

また、この使節団としては、未訪問国でありました北アフリカ地域のチュニジア、モロッコを訪問し、港湾視察のほか、現地の経済状況、物流事情など幅広く把握するとともに、名古屋港の一層の利用促進を働きかけたものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 多分そう言うだろうと思って、県の港湾課があります。ここへ行って、私、港湾課の担当者2名と約30分ぐらい話したところ、県の方はこういうことはやっておりませんから、弥富市議会と市側の方でやってくださいという話。そうしたら、そんなことないでしょうと、名港管理組合もあんなのところもやっておるんでしょうと言ったら、私の方から名港管理組合の方に電話をいたしまして、その後、また行きました。1月26日月曜日に県の方へ行きました。そして月曜日の午後3時5分に名港管理組合の担当者から電話がありまして、名港管理組合としては一切今のお誘いはしておりませんから県の方には絶対言わないでくださいということをお願いしておるんですけど、この辺についてどうですか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

県の方に言わないでくださいとか、あるいは県と名港との関係のことの御質問でございますが、私どもも先月の2月27日に名古屋港管理組合、いわゆるその当時のポートセールスの主催者の一団体でございますけれども、その事務局に確認をさせていただいたわけでございます。そして、大原議員が今述べられたように、大原議員は12月1日に愛知県の港湾課にいると御質問に上げられたということも伺っております。そしてそのときの県の港湾課の答弁は、県の事業ではないので、名古屋港管理組合から大原議員に説明をいただきたい旨の電話を名古屋港管理組合の事務局にされたわけでございます。

そうした中で名港管理組合が、先ほどおっしゃった1月26日に大原議員に対して県の事業という形の担当ではない旨の電話をされたということでございました。私も参加した者として、この話の内容につきましては、よく理解できるものでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 名港管理組合は、私から電話したわけではないんです。名港管理組合の担当者から3時5分に電話がかかったわけです。そして言われるのには、普通から言うと、その名港管理組合とかへ出すと、その中にこうやって公印が押してあるわけね。これは公印も全然ないわけだ。これは全く、市長、持ってみえるかどうかわからんけど、公印もないわけ。市長がいろんなところへ出されたり、それから議会の方でもこうやって、今の交通安全とか請願とか、いろいろなものがありますね。大体こういうのは押してありますけど、全くないやつを出しておって、ありますということになると、これは私もこうやって一般質問をして言うておる以上、やっぱりきちっとしていかないかん。

そして、これだけの191万9,000円という大きな金で、そして他の婦人が3人行っております、これね。だから、普通から言うと、これは民間が行かれる旅行であって、公人が行かれるような旅行じゃないと思います。普通なら公人で行く場合は、ある一定の人が行かれる。ここの中は港湾の中で仕事をやっている人がほとんどであって、自分で商売をやってみえる人も行っているわけね。中には建設屋が、大成建設とありますけれども、これはゼネコンですね、これがあります。それと婦人が3人、夫婦で行って見えますね。この金額が、これ37人ですから、大体合計すると7,100万かかっていますね。これだけの金額をかけてやるのであれば、当然公印を押したものがされたり、そして議会の方ではこうやって承認を、今のお誘いをしてくるということなんです。名港管理組合の担当者は、絶対名前を言うといけませんけれども、名前を2度聞きました、私は耳がちょっと遠いから。2度聞いたら、私はこういう名前ですからというふうで、県の方には一切、この問題については県は関係ありませんから、言っていただいたら困りますという話です。困るということになると、名港管理組合がやったわけでもなし、名古屋商工会議所がね、会議所といえば名古屋はたくさんありますから、運送屋だけじゃなくて、もっといろんなところもあります。また、輸入するところも、それから輸出するところもありますけど、大体この辺を見ておると、今のコンテナが鍋田港に着いて、その中で今のコンテナを運ぶ運送屋ばかりです、大体がね、よく見ておると、ほとんどのところが。こういうふうでありますので、やっぱりこれは民間のものに参加をされたんじゃないかなと思います。

それから、さっき渡した紙には参加をお願いしますというふうに書いてあるんですね。参加をお願いしますと、公文書の中で参加をお願いしますという募集みたいなようなことが書いてあること自体がおかしいんじゃないかなあと思うけど、答えてちょうだい。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 先ほど御答弁をさせていただいたんですが、この視察旅行につきましては、繰り返し申させていただきますが、名古屋港管理組合を初めとしまして、名古屋市商工会議所、名古屋港促進協議会、名古屋港利用促進協議会の4団体の共催によりまして毎年開催されておるところでございます。

それで、今御指摘の会員の方でございますが、私どもの方は名古屋港利用促進協議会というところに市長は参与ということで参加をさせていただいておるんですが、この中で見ますと、参加されてみえる方につきましては、この名古屋港利用促進協議会の会長さんを初め副会長さん、あと常任理事さん、参与で私どもの市長が一員として参加をさせていただいたということになっておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 理解はいいんだわ。それよりも、なぜそうしたら今の名港管理組合の担当者が私に電話をかけてきて、県の方には一切言ってくれるなという話が出ておるかということなんやね。

それと、これは皆さんも御存じかもわかりませんが、これは愛知県の中でもかなりみんなが、市長が会食したりということで、これ公開で出ておるわけね。これは今の3月の議会が終わると一斉に訴訟を起こすようなことが書いてあるけど、市長、これを見たか見てないかわからんけど、見ておいてちょうだい。

やっぱりお金というものは、市長も言うように、初めに私は何遍も言っておる。一銭も無駄に使わない。だから、市民等と相談をしたり、行政の中で行くという話だったから、こういう問題は出てくるわけです。だから、あなたが言う、普通だとかこういうふうに、何でもだけど、公文書というのは判が押して、こうやってみんなやってあるわけね。議長あてでもそうですよね。皆さんもわかるけど、議長あてでこうやってやってある。ほとんどのところがこうやって押してあるわけなんだけど、今回の場合は後からつくられたのか、私がもらったのが後でもらったのかもわからんけれども、全然民間のことであって、言われる人によっては、公人の行くところへ家族旅行のようなふうではやっておりませんからという話なんです。だから、お誘いがあったというなら、お誘いがあった人の名前を言ってください。私はその人に聞きますから。

だから、私の方は名前がありますから、ここで公開してはいけませんので、もしあなたが名前を言ってくれば、この人が言われましたということ、私、名前が書いてありますから、何時何分のいつだということを書いてありますから、名前を言ってください。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 先ほど大原議員から、4団体からお誘いを受けたということ

で、文書でございますが、こちらにつきましては企画政策課におきまして公文書として受け付けをさせていただいております。ただ、押印されていないというのは、押印省略というような形で4団体の押印はされていないということでございます。

それから、私どもも名古屋港管理組合の方に電話で確認をさせていただいたわけですが、お名前までここで申し上げるといのはちょっといかなものかということもありますので、そこまではちょっと答弁は控えさせていただきますが、私どもが確認させていただきましたのは2月27日でございます、このときに大原議員より愛知県の港湾課の方に御質問があったということで、その県の港湾課の方から名古屋港管理組合の担当の方に電話がありまして、そのときにはこの事業につきましては県の事業ではないということで、名古屋港管理組合の方から大原議員に説明したいということで電話が県の方から入ったということを受けまして、1月26日だと思います、その日に名港管理組合の担当者より大原議員の方に、県はこの事業の担当ではないということをお伝えしたということで聞いております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 私は何遍も言うようだけど、県から電話があったわけね。私は県の方へ一週行ったんです、1月26日ね。行って、そのときに今の、ちょっと待ってあってよ、書いてあるやつがちゃんとありますから、1月26日の2時50分に港湾課の担当者というふうに言いましたら、見えなかったから電話でということを言われました。なぜ私が行ったときに、これ何日もたっておるんだから、なぜ私に報告するといつて名港管理組合から言うといつて、あんた言ってみえたでしょうと。なぜ連絡がないかといつたら、先ほど言った3時5分に名港管理組合の担当者からということで私に電話があったときに、そうでしょう。そうしたら、今のおたくの言われる担当者でないということになると、これはばらばらのことになっちゃって、私もここには名前が書いてあるんだけど、あんたに見せるといかなでね、持っていますけれども、これ名前もちゃんと入れて、電話番号も言っていました。

そういうふうであるので、やっぱりあなたの言う公文書というふうで来られたら、公文書はどこにあります、今。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 大原議員の御質問にお答えします。

今、その文書につきましては、私ども企画政策課の方で保管、とじてございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 大体一般質問というのは通告制なんだね。通告制ということは、こういうものを聞かれるからということで、今の用意をしていないわけね。今、ここでないと

言われると、全く今の通告制というのは何だったというふうになる。やっぱり通告制というのは、ある一定のものをクリアしながらすることが通告ね。昔は通告制でなかったわけですね。私は7期やっていますが、一番初めのときにはなかったわけ、通告制はね。一遍ここでやればいいというふうでやったわけですが、それだと当時の町側は、聞かれてもその内容がなかなかクリアできんから通告制にしてもらいたいと。市側がきちとした答えをさせていただくという話で、これ通告制になったわけだ。そういうことであるので、この通告制でやってあって、文書がないといって後から文書をつくられちゃったら、こっちはおまえさん、おう何を言っておったというふうになっちゃうわけだ。疑うわけじゃないんだよ。だけど、人間だから、お互いに通告制というのがあれば、こういうふうこういうものがあると。私もこれだけその質問をするには、県の方には2回行った。それから、今のあそこには1回、電話でというふうであったから電話でかかったわけですが、あったわけね。私もいろんなところの、今の行政の担当者やら手法についても聞いて、こういう質問をしたらどうだという話も一応相談はしてきました。今の公文書が全然、あると言って出して出さんと、なかなかこれ議会の方でも本当に安心して、今のおたくさんたちが言われる191万9,000円という大きな、普通、年金の方だと一年じゅうそのもので生活するお金だと、365日、このぐらいのことですから、一遍その辺のところをよくやってください。

議長（黒宮喜四美君） 企画政策課長、もしあったら出してください。

企画政策課長（伊藤邦夫君） 大原議員の御質問にお答えします。

舌足らずで申しわけございませんでしたが、公文書、正式なものについては、先ほど申しましたように企画政策課の方で保管し、つづつでございますが、そのもののコピーについてはここに持ってございます。それを見ますと、20年6月付で……。

〔18番 大原功君「判が押してあるのか押していないのか」の声あり〕

企画政策課長（伊藤邦夫君） こちらがコピーでございますが、こちらに私ども企画政策課で7月1日に受け付けをしたということになっております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） そうすると、私がもらったやつは押していないということはどういうことなんだ、これ。恐らくそれをコピーして出されたもんだと私は思っておるんだけど、そこには押してあって、私の方には押していない。これはこういう通告制があったり、さきもって判を押してあったのかどうかわかりませんが、疑いは出るわけだ。やっぱり私の方も、さきにそういうのをもらってきながらやってきましたからね。ある方には見せたこともありますけれども、やっぱりそういうことはあってはいかんことだし、市長についても、この間の施政方針の中には財政健全化という話が載っていました。今度施政方針の中

では聞きますけれども、そういう財政健全化ということは、ある一定自分が、議員でも市長でもそうですけど、選挙の身ですね。選挙して当選すると、市長なんかだと年間1,500万近くもらえるわけかな、なるわけね。私らだと約680万ぐらい、ボーナスともで全部でなると思いますが、やっぱりそれだけの金をいただくんだから、普通サラリーマンだと、入ったすぐだと大体40万か30万そこそこの給料でやって、その中で家族と旅行に行ったりすることが普通なんだけれども、市長の場合でも、議員でもそうですけど、やっぱり自分の金を使ってね。例えば市長をやめても、その勉強は次にも使えるわけだからね。市長ちゅうだけ使うわけでないんだから、こういうのも含めてこれから検討されるとか、こういう旅行が引き続きあるから、その旅行にはどんどん参加するのか、この辺のところを一遍聞きます、市長。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

市費を使って公務の視察とかでございますが、さまざまな形で、私は海外をとわず国内外を視察させていただくわけでございますが、そのような状況の中で、私が市費を払って、一緒になって、市民の皆様、そして団体の皆様と視察旅行に出かけることも多々あるわけでございます。

この名古屋港のポートセールスの件につきまして、少し補足をさせていただきます。

議員の方から非常に貴重な御意見をいただいております。また、私も今回の視察におきまして公費を使って旅行に出かけたわけでございますが、今後はこの公費が必ずや生かせるように努力してまいりたいというふうに思っております。

そして、今までの弥富町、弥富市の段階におきましても、このポートセールスにおきましては、私だけではなくて、2代前の首長から御参加をいただいております。そして、そのときから私ども弥富には二つの港を有しているわけでございます。鍋田ふ頭と弥富ふ頭でございます。こういった形の中で、積極的に利用促進協議会の方にもPRをさせていただき、今日のふ頭の整備計画の礎を築いていただいているというふうに思っております。

そういった形で、積極的な企業誘致も今は働きかけているところでございます。こういった中で、さらに元気な弥富という形の中で、臨海工業地帯という形で今日的にあるのではないかなあというふうに思っているわけでございます。

また、ことしから始まります鍋田ふ頭第3バースの工事の着手は、国の一大的なプロジェクトとして立ち上がったわけでございます。総額264億をこの弥富市に投資していただき、今後7年間の中でふ頭及び港湾全体の整備計画をしていくということでございます。これも関係者の皆様並びに今まで先人の皆様の御努力の結果だというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） いや、私は市長、今言ったように前のことやないんだ。市長が当選するときの選挙公約と、選挙が終わった後に職員を前に置いて、その中でそういう訓辞をされておるから聞いた。それは新聞にも大きく載っていました。そういうのだから私は聞くわけ。

そして、今回の今のあれについては、ちょうど体育祭、健康まつりというときに留守にして、そして今の民間旅行というふうに私はとるんだけど、そういうときに行かれておるといふことに対して、やっぱり市民としては市長におっていただきたかったという願いは物すごくあったわけだ。

それからもう一つ、市長もいろんなところへ行かれると思いますけれども、愛知県の中では県庁の部局が19、それから出先機関が291あるわけです。できたら、こういうものについても県の方は経費の削減ということで、できるだけ努力をするという話を聞いたんですけども、こういうところについても税金だからいいんだというふうでなくて、みんなが互いに助け合いっこする。やっぱりそうやってやっていかないと、さっきも安井議員が言われたように、介護だって200万近く免除してあげれば、大分皆さんが喜ばれるわけだ、何人かに当たるわけね。そういうのも含めて行政というのは、私らは調査をするわけじゃなくて審査をするわけね、あくまで、いいかね。そういうことを肝に銘じてやっていただきたいなあというふうに思っておるけれども、前の人ややったからおれもやるんだというふうでなくて、市長がみずから先頭を切って、先ほど言ったように施政方針の中には行政改革を推進していくと書いてあるから、今度は聞きますけれども、行政改革というのは新たなものをつくっていくのが行政改革なのか、前にあるやつを直すのが行政改革なのか、両方が行政改革なのか、それを最後にお聞きします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

私も大原議員がおっしゃるように、皆さんの御支援をいただいて当選させていただいて今日に至っておるわけでございますが、いまだかつて一人一人の票の重さ、一票一票の票の重さ、一人一人の御支持に対する気持ちは忘れておりません。今後もこういったことを肝に銘じながら、しっかりと行政に携わっていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

行財政改革につきましては、大原議員御指摘の中におきましては、私は今まであるものを改正していくこと、そして新たな形の中で作り上げていくことも行財政改革の一環であるというふうに思っておりますので、基本的な認識は同じだと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 大原議員。

18番（大原 功君） 市長、いいこと言われたけれども、やっぱり市長も私もですけども、その一票というのは4年間お借りするわけだね。お借りしたものを、4年間の自分の成績によって、その後、もう一遍貸してやろうかという人が出るわけだ。そういうのも含めて、やっぱり行政改革とか、それから今のについては、新しいものにどんどん作り変える。そして、皆さんが本当に困っているもの、例えば愛知県なんかだと35の市の中で二つ、日進市と弥富市だけが市営住宅、県営住宅がないわけだ。こういうのだってつくってあげれば、ああ、市長は大きな改革をしていただいたというふうで市民は大手を振って、またあと2年余りのあれですけど、もう一遍選挙で入れようかというふうになるとは思いますけど、そういうのも含めて今後やっていただくよう、よろしく願いを申し上げて、一般質問を終わります。

議長（黒宮喜四美君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

2番（炭竈ふく代君） 通告に従いまして、第1点目に、市税等の収納対策として住民サービス向上のためのコンビニ納付の導入についてお尋ねをいたします。

国は、平成15年4月から税納付率の低下を防止する対策の強化に力を入れ、全国の自治体で実施できる方針を決め、地方自治法施行令を改正し、金融機関以外でも収納業務を委託することが認められました。

この改正に基づき、翌平成16年4月から全国に先駆けて東京都がコンビニでの納税をスタートさせました。県下においては名古屋市がその翌年、平成17年5月からコンビニ納付を開始しています。

あれから5年、今では全国でもコンビニでの納税を導入している自治体は増加しております。総務省の調査によりますと、平成19年7月1日現在でコンビニ納税を導入している自治体は、全国32都道府県で167区市町村であると報告をされています。現在、本市においては金融機関の窓口、また口座の引き落とし、そして市役所の窓口業務で納税手続が行われています。しかし、金融機関の店舗の減少や窓口での混雑など、その他諸事情で、特に共働きの家庭などでは納付したくても金融機関や市役所の窓口が利用できる時間帯になかなか都合がつかないといった声が多く聞かれます。

そこで、地域住民に密着した市税等のあり方を考え、住民に身近な納税場所を提供し、納税の利便性を向上させるため、また市税等の安定的確保の推進を図る意味においても本市もコンビニでの納付を導入してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。市のお考えをお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 税務課長。

総務部次長兼税務課長（若山孝司君） 議員の御質問にお答えします。

納税の利便性を考えますと、議員がお話しいただいたように、一般的な金融機関の窓口営

業時間が午前9時から午後3時というようなことで、コンビニの営業時間はそれ以上に長いということで、単身の方や共働き世帯においても納税のしやすい環境になるということで、振替納税、預金からの引き落としの推進とあわせて、先進地の例を参考に、コンビニ納税の導入の検討を前向きに進めさせていただきます。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。前向きに進めていただけるとの御答弁をいただきまして、大変うれしく思います。

それでは、具体的にいつごろの予定で導入をお考えなのか、お聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

議員の御質問の中でも、収納率を高めるといようなこともおっしゃっていただいております。御承知のように、市民税から始まりまして各種保険料という形の中での収納が落ちてきているわけでございます。私どもといたしましても、今後、こういったような時代の背景等もございまして、できるだけ早く、先進市町の事例等を勉強させていただきましたら、できればここ一、二年のところで着手していきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。弥富市も最近ではコンビニ数も大変多くなってきました。全国的にも店舗数も多く、一部を除いて土・日・祝日を含めて24時間営業しているわけでございます。いつでも納付が可能でございます。社会全般にわたってライフスタイルがどんどん変わっていることを考えますと、少しでも多くの方に納めやすい環境づくりが大事であると思います。この一、二年の間という御答弁をいただきました。なるべく早い時期に導入されることをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

第2点目に子育て支援の拡充についてでございますが、21年度の市長の施政方針の中にも少子化対策、子育て支援の取り組みとして、次世代を担う子供たちが健やかに生まれ、成長される地域環境の整備を図るため、平成22年から5年間の次世代育成支援行動計画をお示しくございました。児童館や子育て支援センターの増設など、さまざまな角度から大変な御尽力をいただいているところでございます。子育て支援の施策を大きな柱として、さらなる取り組みに御期待を申し上げ、質問をさせていただきます。

初めに、保育ママ事業の推進についてでございますが、これは保育所の待機児童対策として自宅などで原則3歳未満の乳幼児を預ける保育ママ制度でございますが、これまで保育ママ制度は自治体の事業としてきましたが、平成12年度から国も家庭的保育事業として保育ママ制度に助成を行っています。

このたび国は、児童福祉法の改正で保育ママ制度を「保育に欠ける乳幼児を家庭的保育者の居宅などで保育をする」と明確に位置づけをし、区市町村が国庫補助を受けやすくするものとして、3歳未満の乳幼児から小学校就学前の子供へと受け皿も拡大をされ、資格要件も保育士か看護師に限定されていたものを緩和することで、一定の研修を受講した人を保育ママとして認める方針で制度化するものです。

施行期日は平成22年4月1日とありますが、保護者の方が働いていたり、病気などにより家庭での養育が困難な場合など、保育ママが保護者にかわって家庭的な環境の中で保育をする事業として、既に全国各区市町村で独自の保育ママ事業の取り組みがなされています。保育所に比べ、より家庭的な保育ができると評価も高まっているということでございます。

現在、本市には保育所の待機児童はないということでお聞きをいたしておりますが、諸事情で預けたくても預けられない、また働きたくても働けないといった乳幼児、また幼児を抱える保護者の方々もいらっしゃいます。そうした保護者にかわって保育をする、この保育ママ事業を弥富市も独自の取り組みとして実施を考えていただきたいと思いますが、市としての必要性と取り組みについてのお考えをお聞かせ願います。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） それでは、お答えいたします。

制度の内容等につきましては、議員がおっしゃるとおりでございますが、同じようなことになるかもわかりませんが、保育ママ制度、いわゆる家庭的保育事業でございますが、市町村が保育に欠けると認める3歳未満児、いわゆる乳幼児を家庭的保育者の居宅等において家庭的保育者による保育を行う事業のことでございます。

この児童福祉法の一部改正に伴いまして、この家庭的保育事業の実施等について、議員のおっしゃいますとおり、平成22年4月1日から制度化されまして、国庫補助がいただけるようになったということございまして、本事業の主たる目的につきましても、保育所における待機児童の解消が主な目的とされるところでございます。

本市においては、先ほど議員もおっしゃいましたように、待機児童は、とりあえず今はございませんので、近々には事業の実施は考えておりません。

保育のニーズも多種多様化しておりますので、必要性の高い事業を進めなければならないというふうに思っております。平成21年度に次世代育成支援後期行動計画を策定することになっておりますので、当然その事業の必要性、財政状況等を勘案しまして、保育サービスのニーズにこたえてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 12時になりましたので、午後1時まで休憩といたします。午後1時に再開をいたします。

~~~~~

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

炭竈ふく代議員。

2番（炭竈ふく代君） 子育て支援の保育ママ事業に対する御答弁をいただきました。現在は待機児童もないということで、近々この事業に対する考えはないという御答弁でございました。この事業は待機児童対策であることは十分承知いたしております。国の対策だからというのではなくて、やはり需要があってからでは遅いと思います。市民のニーズに沿って提供できるようにしていただきたいと思ひますし、また児童福祉法の改定で、一定の研修を受講することで保育ママとして事業に携わっていただけるということで雇用対策にもつながるかと思ひますが、いかがでしょうか。再度御答弁をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 再度答弁をということでございますが、今後の研究課題として、しっかり調査・研究を重ねてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（黒宮喜四美君） ちょっと指名するのを間違えましたので申しわけありません。児童課長。

児童課長（山田英夫君） お答えします。

どういった保育のニーズがあるかということは、今、次世代育成行動計画のアンケート等を実施しておりますので、そういった中の状況を見まして、当然、時代時代によってニーズは変わってくるというのは御承知のとおりかと思ひますので、かといって財政状況も勘案しなければならぬというふうに思っておりますので、きちっと状況を把握して、見きわめて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。今後、また先進地の研究も含め、保育ニーズにおこたえしていただけるように御検討、対応していただきたいと思ひます。

それから、ただいまの午前中の御答弁の中で、保育ニーズに合わせて必要性の高い事業を進めていくという御答弁だったかと思ひますが、この必要性の高い事業というのは具体的にはどのような事業をお示しでしょうか、教えてください。

議長（黒宮喜四美君） 児童課長。

児童課長（山田英夫君） お答えします。

総合計画の基本計画にも記載しておりますが、延長保育とか一時保育というのも今後検討

して進めていくという計画になっておりますので、その辺のところが必要な施策だというふうに考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。ただいま延長保育や一時保育の推進という御答弁でございました。これも大変重要な課題であるかと思えます。そこで、今、一時保育の推進という御答弁もございましたので、関連して次の質問に入らせていただきます。

働く女性など仕事と育児の両立を支援する、ファミリーサポートセンター事業についてお尋ねをいたします。

仕事を持つお母さんたちの子育て中における残業であったり、通院や介護であったり、また冠婚葬祭など、一時的な保育や送迎が必要なときなど、既存の体制では応じ切れない変動的、また変則的な保育ニーズに対応して、手助けが欲しい人、それに対してお手伝いができる人がそれぞれ会員となり、地域の中で子育ての環境づくりを進めるシステムであります、このファミリーサポート事業を本市においてもぜひと実施していただきたいと考えております。

私はこの事業について、平成13年、そして14年の議会でも質問をさせていただき、要望をしまいましたが、実施には至りませんでした。こうした事業が実現したら、ぜひお手伝いをさせていただきたいという声を上げてくださった方々が、当時、県の財団法人21世紀職業財団の養成講座を受け、保育サポーターとして登録をし、お仲間とグループで独自にサポートセンターを立ち上げ、現在、地域において保育に取り組んでいらっしゃいます。利用者の方々にも大変喜ばれているとのことでございます。

ところが、先月、県の職業財団よりサポーターの方へ突然通知がありました。その中身は、昨今、各都道府県においてファミリーサポートセンターが拡充するなど一時保育ニーズへの対応も充実してきているので、当財団での保育サポーターの登録及び保育サポーター保障保険についても取り扱いを終了することにしました、そういう内容のものでございました。そして平成21年以降は、登録の更新はなくなり、各地でのファミリーサポートセンターや自治体の保育ボランティア等として活動されるようお願いしたいという通知でございます。おのおの地元での運動や事業に託すということであると思いますが、現在、本市にはその受け皿がありません。市の方にもこの通知は届いているかと思いますが、このように急な知らせを受けてサポーターの方々の戸惑いはもちろん、現在、保育を利用されている方、またこれから利用をと考え予定されている保護者の方々にとっては非常に困惑をする問題に直面をしています。

そこで、弥富市総合計画にも位置づけをされているファミリーサポートセンター事業は、早期に実現すべきであると思いますが、本市におかれましての具体的な計画、また実施への

お考えをお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 御答弁申し上げます。

ファミリーサポートセンター事業は、議員のおっしゃったとおりで、地域において育児など援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児などについて一時的に助け合う会員組織でございます。本事業につきましては、総合計画の基本計画にも位置づけをしておりますので、平成21年度に受託者を模索し、平成22年度から、議員言われました保育サポーターのお力をおかりしまして弥富市独自のファミリーサポートセンターの実現に向けて調査・研究を重ねてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。22年度からの実現に向け検討していただけるという前向きな御答弁をいただき、大変うれしく思います。

それでは、今後の保育サポーターの養成講座とか育成等についても弥富市で推進をしていただけるという考えでよろしいでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

このファミリーサポート事業という形の前題の中には、大変厳しい生活環境、あるいは社会環境の中で子育てをするということは、大変難しい時代にもなっておるわけでございます。我々は園児とか、あるいはその子供さんの小さい人に対してどういうことができるだろうということが、今、日常の中でも大変大きな仕事としてあるわけでございますが、実はファミリーサポート事業につきましては、今年度から導入ということは当初は考えたわけでございますが、先ほど民生部長が答弁していただきましたように、弥富市独自のものをしっかりと策定していこうということで、この1年かけてしっかりとその準備をしていくという形にさせていただきました。事業費としても七、八百万ぐらいかかるわけでございまして、NPO法人に対するの連動ということではなくて、弥富市独自で考えていく必要があるだろうということで、ちょっと来年度におくらせていただいたということでございます。

そういった中でさまざまな、この1年かけて、サポートも含めて、あるいは関係団体等も含めてしっかりと精査をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。次世代を担う子供たちの健やかな成長、また子供を安心して産み育てられる環境づくりのため、住民のニーズに対応できるよう、できるだけ早期の実現をさらにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

いました。

議長（黒宮喜四美君） 次に渡邊昶議員、お願いします。

13番（渡邊 昶君） 渡邊昶でございます。議長に通告させていただいております内容について質問をさせていただきます。

私は今回、件名で1件でございます。そして中身については4点ほどございますが、この内容は、私の提言型と申しますか、私の考えを少しずつまとめてお尋ねをして、市長並びに執行部の今後についての考えをキャッチボールで受け取りができたらなあと思ってさせていただきます。

私、今回の質問の件名でございますが、総合計画を進めるに当たってという内容でございます。

この総合計画というものは、市民にロマンと夢を与える非常に大きな計画であると思っております。

そこで、今回、この質問する1番の問題は、今年の1月、市民の集い、そして市長さんが職員を集めて仕事始めでお話になられた内容等で、4月から今後10年の指針となる構想、総合計画がスタートすると。そこで、まず今年は、福祉の政策の充実、それからまちづくりで一番基本となる都市基盤整備、次に非常に厳しくなる財政、この問題を提起し、自主財源の確保ということを上げ、これに努めるという3点が目玉として話をされておるのが現状であります。市民に喜んでもらえるまちづくりと所信を述べておみえになるわけで、非常にいい考えであるというふうに私も思います。

そこで一番大切なことは、この物事を進めようとする内容でございます。やるのは人間です。つながりが大切です。だから、その問題を十分吟味、考えながらやっていくことが必要であると。これらの政策を進めるのにはいろいろ段階がございます。前段階の仕事をして、事前に十分過ぎるくらいの協議が必要であると。場合によっては理解を広めるために、言葉悪くではございませんが、絶対現代社会で必要なのは根回し、これを取ったら何事も進みません。そこで、根回しも必要であろうというふうに私は思います。事を成功するか失敗するかは根回し、これが80%以上のシェアを占めると思います。特に基盤整備の事業については、都市マスとの関連、つながりが非常に大きく、連携、協議、そして計画、立案をしていくことが非常に重要であると思っております。だから、今回の21年度にスタートする大きなプロジェクト事業のスタートラインに並ぶ、その前段階ですから、この質問を提起したわけでございます。

そこで、内容については、考え方とお思いになる体制、このことについて尋ねるわけでございます。

そこで、私は、弥富都市総合計画をまとめて、間違いなく次年度から10カ年間でローリン

グによりスタートしていきますよと、これは間違いなくそのとおりだと思います。多分3年、3年、3年、残り1年という格好になろうと思います。この3年、3年というのは、最初の1年目、2年目、3年目で総括してローリングし、次年度に移る。また、1年、2年、3年をやって総括して次の年度、3年に移る。最後3年、3年を3回過すと9年済むわけです。残り1年は何だということになるのだが、これは前期3回のローリングによりまとめ、1年残ったこの1年は次年度にというのがオビだと思います。そのために10年という計画が僕自身は設定されておるといふふうに理解をしております。これは非常にいいことだと思いますし、長期にわたりますので、いずれにおいても進める事業の中にはいろいろな事業がございます。財政の問題になれば弥富市の中に張りつく企業と協議、もしくは隣接する市町村との協議、国・県との協議、いろいろございます。というのは、お金があるなしの問題じゃなくして、市民の皆さん方は、予算は一切関係ありません。お金を考えるという責任者は首長です。税の問題を考え、中庸にして物事を処理するのはスタッフであり首長、これに全面的な責任というよりも仕事をする必要があるといふふうに私は考えております。

そして、私は今回提出した内容の中で「ソフト」という言葉と「ハード」という言葉、これは私が勝手に使った言葉です。という2点を上げてここに提起しておりますが、「ソフト」という意味はどういう意味かということ、弥富市だけで、弥富市の一財で事業を進めることの事業をソフトと見てください。「ハード」というのは、この言葉どおり、非常に物で言ったら大きく、重要で、いろんなものを必要とし、関係者皆さんの協力を必要とする事業、そして上位である国・県とつながることによって、先ほど言った税の問題、補助金があるうがなかろうが市民はやってもらえば結構だというのは原則なんです。税とか補助金とかいうものを考えるのは、我々側が考えることです。100円要るところで国・県から70円もらって、30円は皆さんの税を足すことによって100にして事業を進める、これは内訳の問題です。お金には色は書いてありません。商品券でも何でもありません。だから、100円要るといふ努力は、我々と市長さん並びに執行部の人間が考えることだと思います。皆さん方は100円の事業をやってもらえばそれでオーケーという物の考え方だと、私は思うわけでございます。

そこで、ちょっと飛んだ話になりましたが、ハードとソフトに分けて、ハードというのは非常に大きな事業ですので、内容は国が直接やっていただく国営事業、それから県がやるんだけど、県と国がつながることによって県がやる県営事業、それから我々が行う事業の中で国もしくは県から補助をもらってやる補助事業、そして市単独でできる単独事業、こういう事業が都市基本計画、都市マスに関連する事業だと私は思います。

市で直接やれるのは、周辺をまとめて裏づけをとって、それじゃあこうしようということでも簡単にできますが、上位とつながる事業というのは絶えず縦と横につながり、なおかつ中央につながる必要があるといふふうに考えるわけでございます。

それで、この2種類ある事業の中で、まず私はハード事業の進め方についてお尋ねするわけでございます。

最初にお尋ねします。市長さんは、2年前、民間企業から行政に参画されて、市民の負託を受けて行政弥富市のリーダー、市長として今があるわけでございますが、私がただいま言ったハードの関係で、まず役所、国・県は、今までの社会と違って多少違った体質だなあとというふうに身をもって体験されたのではないかと思います。

そうした中で、今回、この総合計画並びに都市マスを進めるに当たって、上位と協議していく中でどのような関係で進めていくと一番いいかなあというふうにお思いになるか、その基本を教えてくださいたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 渡邊議員にお答え申し上げます。

今年度当初から、平成21年度から向こう10年間の弥富市の総合計画ということをお皆さんとともに考え、一緒になって行動していきたいというお話をさせていただいておるわけでございます。この基本計画を進めるに当たりましては、今現在の時代の潮流であるとか、あるいは市民、住民のしっかりとしたニーズをどう私どもが受けとめていくかということに対して、しっかりと基本構想を練り合わせていただいたところでございます。そして、この10年を前期と後期に分けまして、前半5年を一つの区切りとし、後半5年をまた一つの区切りとすると。そして、当初3年間におきましては、いわゆる具体的な実施計画について毎年毎年チェックをしていこうということでございます。

そして、この総合計画の中には、六つの政策目標を掲げておるわけでございます。また、お目通しいただきたいわけでございますが、それが私、ことしの年頭のところでお話をさせていただいたところ、頭三つを御紹介させていただいたところでございます。

その一つは、いわゆる定住と交流という形の中で、港湾地域の整備促進ということの中で、元氣な弥富をつくり上げていかなきゃいかんということでございます。そしてもう一つは、基本的な快適で安全・安心な弥富というのはどういうものなのかということをおみんなで力を合わせて考えていきたい。そしてまた、健やかで優しい弥富とはどういうものだということをお考えておるわけでございます。

そのほか、文化面であるとか経済的な側面、あるいはともにつくる自立した弥富という形の中で、いわゆる男女共同参画等も織り込んでおるわけでございます。

そうした六つの政策目標を具体的に進めるためにおいては、やはり大きな時間と経費がかかるわけでございます。この問題に取り組む管理職を中心にした職員のさらなる意識の高まりが必要であろうというふうに思っております。

そうした中で、私は新年度になりましたら、いわゆる職員の幹部を中心といたしまして、

総合計画の実施検討会を市役所の中につくっていききたいというふうに思っております。そして実施計画であるとか、前期の基本計画を絶えずチェックしていくという形で、この計画を皆さんとともに進めていききたいというふうに思っております。

一つは、こういった計画に対して我々の自助努力でできる計画をつくり上げていくことができるということも中にはあろうかと思えます。そういった形の中には、また議員の皆様と一緒に進んでいくことをつくり上げていきたい。

そうしてもう一つは、渡邊議員がおっしゃるように、国とか県の協力なくしてはできないことがたくさんあるわけでございます。そういったことに対しては、それぞれ所管の中でしっかりと要望、陳情もさせていただきなさいかんといいように思っております。

また、今、私どものそれぞれの部署の中には県の派遣職員が7名おります。しっかりとそれぞれの所管のところにおいて問題意識を持っていただき、県と連動をとっていただく、そんなことを中心に考えて、この基本計画をやっていききたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今、市長さんから、まず最初に進める形についての本当に内容のある話を聞きました。私が一番心配したのは、進めるに当たってジョイントとなる人材があるかということが一番心配しておったわけです。最後に市長は、実施検討委員会を開いて十分吟味し、内容はこれから進めるよと、それは結構なことだと、非常にいいことだと思います。進めていただきたいと思います。

そして、なおかつ私が一番心配するのは、先ほども言ったように、つながるジョイント、これは本当に大切なんです。今までの村町のときは、村町というのは十四山村、弥富町という村町のときは、津島に総合事務所がございまして、担当者はそこへ行って、その事務所の課長、もしくは係長、もしくは主査、いろんな方と話をし、最高は事務所長でございまして、いろんなやろうとする内容についてお話をしながら、続けて、そしてわかっていたいで物事をつくっていくという進みだったと思うんです。これが今回は、器の違い、変わりによって、今度は村町じゃなくして弥富市という、行政で言うと一つランク上の内容になっているわけです。今も津島には事務所はございまして、おおむね今は弥富市、愛西市、津島市とございまして、この市とつくところは、即つながるのは県の総務部地方課になるわけです。今までのスタッフ、十四山の人間と弥富の人間が配属され、スタッフで働いていただいておりますが、つながりは市の直結であるかないかといったら、やはり海部事務所のときには非常に仲よく円満につながっておったわけですが、県庁へ行くと、今までのような流れでは水は流れないということ、これは私は以前から痛切に感じております。だから、なお人のつながりを大切にせないかんといいということで、国と県のつながりはいかがですかという話を市

長にお尋ねしたわけです。

これで7人の出向をお願いし、こちらでお助けマンのようにやっていただいているというお話を聞きました。これは非常にすばらしい、いいことだと思っております。是が非でもこの方々にはお世話になり、協議しながら、指導を受ける部分もいっぱいあると思います。そして、なおかつ中央につながるパイプラインで市民の空気が吸えるようにしていただきたいというふうに考えるわけでございます。

それで、これはちょっと違った観点から私がボールを投げるわけでございますが、一応市長のお考えとして、まず私は市民との対話は絶対的に大切にし、守りますよと、この考えは今でも変わらないと思うんです。これは、もと行政じゃなくして民間から入られた方、なおかつサービス業であるということは、これは絶対条件なんです。その寒さ、暑さ、痛さ、かゆさがわかる、そういう市長だと私は思います。

それで、必ず対話を大切にしてお約束を守る、市政を運営しますと、これを言い切ってみえるわけですね。そして、なおかつもう一つ、民間企業から学んだ非常に厳しい状況、この厳しさを行政に生かし、自分だけはいかんですよ、そして市政を実行しますというお話をしてみえるわけでございます。それで、この二つだけで非常にインパクトがあるんです。皆さん方は絶対的な協力を惜しまないと思います。それによって過ぎたこの2年があり、今、きょうここにあると思います。

そこで、僕が思うのは、行政側じゃなしに、民間から絶えず言われる言葉で「行政と民間」という言葉がある。皆さん方から行政を見ると、つと出てくる言葉は「親方日の丸」、この言葉の一語に尽きると思います。これを言われておるようなことじゃだめだと。私どもも、十四山からもと弥富さんといろいろ協議し、お世話になって、今の弥富市に入れさせていただいて一緒に空気を吸わせていただいている関係上、いろんなことを一緒に守り考えないかなあというわけでございまして、親方日の丸ということが言われるようなことじゃだめなんだということと、行政と民間の違い、簡単に私が思うことですが、一、二あります。

まず、行政は、いろんな物事をするにしても失敗を恐れる、これが行政、これはなぜかという、じゃあどういうふうにやるかという、慣例、恒例に従い過ぎる、間違いないんです、これは。私は35年間、十四山役場でやってきて、絶えずその中にさらされてきました。いろんなことを出すと、幹部からは公務員らしからぬ公務員だということで、花火で言うと火をつけられたわけです。絶対私は、自分では考えは間違っておるとは思いません。だから、市民になったつもりで物事を運ぶということがなかったら、物事を担当する人間にはなれないと思います。官僚型の紋切り型の答えは必要ない。まず、市民の皆さんが申すことがあれば、それは絶大的に理解をし、そしてどうするかを聞いてやれば、責任は私がとらんでもいいという考えで私はおりました。

それで、飛んだ話ですが、まず慣例、恒例に従い過ぎて失敗を恐れるというのが一つ、それからよく言われる言葉、縦割り、横につながりにくい、これは今でも言われておる言葉です。そして、改善、改革をするのに、原因がわかっても、すぐ移行しようとしなない部分があり得る、あり得るんです、これは。あるというんじゃなしに、そういうこともあるなあということですよ、等いろいろございますが、それじゃあ民間はどうかということになりますと、だめだということがわかったらすぐやめます。これは民間は、零細企業であろうと、中小であろうが、大企業でも、失敗というものは許されません。間違いなく営利です。損失をこうむることは続けるわけにいきません。だから、即座に即効性があると私は思います。

そしてなおかつ、企業内においてはいろいろな段階で皆さんが協議しながら物事を進めるとは思いますが、縦横にも、行政よりもつながりがあると私は思います。社会の流れに非常に敏感であるということ。そして、なおかつ組織というものをつくる、チームはいつでもできます。チームはできても、チームにワークがなかったらだめなんです。チームワークを大切にします。そういうこと等、いろいろございます。

それで、私は今ちょっと余分な話になりましたが、この私の言ったことを全部ここの弥富市の行政にリンク、つながらせるということとはできんとは思いますが、無理かもしれません。だが、この相互関係というものは、非常にお互いのこの問題点は参考になりますので、よく考えて私は事を進める必要があると思いますので、今後、そのようなことについて十分留意をして、上下の関係、国との関係、市長が今までやってみえた内容で思いをお知らせ願ったわけでございますが、再度市長さん、民間と企業との関係でつながり等があつて思いがあつたらお知らせ願いたいというふうに思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 渡邊議員の御質問にお答えします。

今、渡邊議員も御質問の中で民間、あるいは行政ということに対する御意見を述べられたわけでございますが、私も全くそのとおりだなあというふうには感じております。

私が一番最初に市長選挙に立候補するに当たりまして、皆様の方に自分の考え方を示したのは、人の声を聞きます。見て、聞いて、歩いて、そして智恵を出して実行するというところをお話しさせていただきながら、その活動をしてきたわけでございます。

そういう前提の中におきまして、私も民間の出身でございますので、民間の厳しさというのは、皆様と同じような形で理解をしているつもりでございます。民間というのは大変競争力という形の中で、その渦中にあるわけでございます。その戦いで負けた者は退くしか方法がないわけでございます。

私は、こういう観点からすると、競争力というものは行政で言えばそれぞれの、私ども弥富市という形の中で力をつけていく、いわゆる地域力だなあというふうに思っているわけで

ございます。

今後、地方分権の流れがある時代において弥富市という力をつけていく、地域力をつけていくことが、いわゆる持続可能な発展する自治体であろうというふうに思っております。そして民間企業においては、その競争力で、やはり力強く継続、発展をしていくのが民間企業ではないかなあというふうに思っております。そういった点におきましては、イコールという部分もあると思います。そして、大きな大きな目的といたしましては、民間企業という形ならば、そこで働く人たちの幸せ、あるいは家族の幸せを求めて企業活動を行うわけでございます。そして私ども行政といたしましては、住民の幸せを求めて、いわゆる行政を発展させていかなきゃいかん、そんな思いでいっぱいでございます。

今後も議員各位のお力添えをいただきながら、また市民一人一人のお声を聞きながら、しっかり行政を担当してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今、最初の質問で、私、上位の関係でずうっと話したんですが、中身まで突っ込んで、非常に中身がある思いをお聞かせ願ひ、心強く思うわけでございます。

私が今回、最初に言ったように、四つ、つながりはあるがばらばらの内容で、一問一答方式のような格好で提起させていただいております。

それで、次に出してある内容でお尋ねをします。2番目ですが、先ほど言ったように、一応ハードな仕事、計画を進めるには多くの予算を必要とします。そこで一番重要なのは、お世話になろうという上位の県・国、もしくは協議によっては、予算をもらうんじゃないけど、つながりのある関係市町村との事業を進めるに当たり必要なことですが、いろいろあると思います。そういうものの連絡、連携が必要です。

そこで、最初に市長さんから言葉をもらったように、今現在は、7名の県からの派遣職員に来ていただいて応援をしてもらっておるということをおっしゃいましたが、今回、市長さんがつくられた10年計画を進めるに当たって、間違いなくつなぎながらやっていくわけになります。一番大切なのは組織だと思います。教育部、民生部、総務部、建設部、いろいろ総合計画の中から中身が分かれてくるわけですね。私は今回、都市基盤整備についてという内容を取り上げたわけでございますが、進めるに当たって、その組織は各部で作りながら強固なものにされるか、全体でまず一つ取って、それから分々に割って策定委員会に持っていくのか、どういう格好の組織づくりをされるのか、お尋ねします。進めるに当たって組織の体制づくり、どのようにお考えをお持ちなのか、お聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 渡邊議員から組織体制づくりはどうだというお話でございますが、先

ほど私は基本計画を進める上において基本的なお話もさせていただきました。そして私といましては、この庁内におきまして、その総合計画を実施する検討会をつくっていききたいというふうに思っております。

それから、先ほど県の職員の話もしましたが、新たにこの4月から県から職員OBを招き、参事という役割でこの総合計画に参画していただくという構想も持っているわけでございます。そうした形の中で県とか上位団体との結びつきも、さらに深めていきたいというふうに思っております。

私どもが具体的に進める上においては、やはり基本は職員を信頼し、職員にしっかり仕事をしていただくということが基本であろうというふうに思っております。そうした中で、この基本計画、あるいは実施計画を進めるにおいて問題の共有化をみんながしっかりとし、課長会であるとか幹部会というのが私どもの組織内にございますので、しっかりとコミュニケーションを図って、そのリーダーとして私もしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

しかし、そのときにおいて一番重要なのは副市長であり教育長、いわゆる私ども三役の立場ではないかなあというふうに思っております。そうした中で、副市長の役割は大変大きいというふうに思っております。後日、また人事案件で皆様の方に御提案申し上げてまいりますので、そのことも含めて御理解を賜りたいというふうに思っております。

職員が一丸となって、この弥富市の総合計画達成のために努力してまいりたいというふうに思っておりますので、議員各位の御尽力、御支援も賜りたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今、いろいろな考え方で、私が今回出した3番目の内容までちょっと入って非常にいい答えをもらったような気がします。

それで、市長さんは、いずれにしても、組織は職員を集めて内容を協議し、検討会を設け、新しい組織をつくって事を進めると同時に、世話になる人事で、ここが僕は本当に3番目にお話ししたかったんです、新しい方にお世話になると。事実、行政で市長にかわり大役を務めるのは副市長であり、二人三脚で進める行政のかじ取りは市長です。それで、僕がずうっと心配しておったのは、こういう物事を現場で進めるのには市長と副市長が旗を振っておるんじゃないし、その気持ちで十分伝わって絶大的信頼を得られる人で、なおかつ上に通じる人が必要でないかということを経験に言いたかったわけです。これ、3番目にちょっと出したんですが、非常に市長さんから思いを、皆さんにも聞いていただいたように伝えてもらったということですし、私も本当にいいことだと思っております。

そこで、事実、国や県に頼むよ頼むよということではだめなんです。日常茶飯事、常に信

頼を持ってつながるといふこと、そうすれば必ず成就すると、私はそう思っておりますので非常にいいことだと。やはり映画やドラマで言うなら、監督もおるんだけど、その下にだれがおるかといったら、ディレクターではないんです。監督とディレクターの間にプロデューサーが必ずおります。で、我々が泣いたり、笑ったり、怒ったり、ドラマを見るわけですが、本当に仕事をしておるのはプロデューサーなんです。それが必要ではないかということをお市長さんにお話をし、聞きたかったわけです。

これは市長が言われておるように、21年度、本当にスタートの年です。もう何日もありません。それから向こう10年にわたって進む事業なんです。全部やるというもんじゃないです。そこから何をつり上げるかです。そして事として進めるか、これが大切なんです。だけど、総合計画というのは、僕自身も非常に勘違いしておったのは、総合計画というのは市民に与える物事で、あらゆることを総合的に中身に盛り込むことによって一つをつくり上げて、そしてその実施段階で取り込んで、そして事を進めると、上位は絶対に取り組んでくれません。だから、総合計画というのは非常に欲張りな計画なんです。

だけど、一つ心配するのは、この後、事が進んで市民にダイジェスト版を配布した場合、市民の皆さんは、カラーの部分もある、白黒もあるだろうと思いますが、見て読んで、服部市長はこういうこともやってくれるのか、こうするのか、ああするのかといつて、物すごく取り込んだ考え方で間違いを受ける部分がございますので、最初に言った会話と対話が大切になってくるだろうと私は思います。

だけど、こちら側の執行部の方々は、絶対その計画の中に取り組んでいないものを国や県に申しても採択はしてくれないという問題がございますので、十分気をつけていただきたいと思います。

特に基盤整備の問題、都市マスの問題は、必ず上げていく必要があると思います。今まで何回も何回も総合計画は取り組んでおみえになったと思います。この服部市長は、前任の市長の残余、2年間を引き継いで総括して、21年度、自分でつくった自分の計画になります。これは何だといつたら、前のつくった人は私は知らんよという考えじゃないんです。それも含んだ上で、新しく芽を吹くことによってどうしたらよかんべえという考えだと思ふんです。だから、皆さん方は一切心配することはございませんので、よく腹に入れて、これからは伝えることがある場合は、円満に伝えてほしい。敵対心を持って伝えると物事はできません。必ず私が今言ったように、常につながり、そして日ごろから体制をつくる、お願いをする、そういう格好で持っていつていただきたいと思います。

それで3番目、市長さん、僕は聞こうと思つておつたんですが、現実的に進める段階で事務的な仕事というのは現場の皆さん方で対応できていくんです。書類作成等はできます。だが、上との関係を見た場合には、私は市長さんのお考えを聞いて確実に理解をし、そして協

議、相談ができて上位と協議できる人材が必要ではありませんかということをお尋ねしたかったんです。これは何かというと、この後ろに見える執行部の皆さん方は、間違いなく戦力で仕事で汗をかいてくれます。だから、それを総括するディレクターが必要ではないかということを使ったわけです。

それで、人的充実を図るよとって先ほど少しお答えをいただいたわけですが、もし何か具体的にあつたらお答え願いたいんですが、あのままならあのみまで結構です。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 渡邊議員にお答え申し上げます。

別に私、早とちりをしているわけじゃございませんでして、組織体制づくりの中での一環という形の中でそれぞれの役割が非常に大事だということをお話しさせていただいたつもりでございますので、基本的にはその役割につきましては、職員一人一人がさらに自分の問題という形の中で取り組んでいただきたいということを一番基本にしながら、さまざまなネットワークの中で仕事を遂行していきたいというふうに思っております。

今、私の手元でございます「弥富新時代の進路」ということが、これが弥富市の総合計画の、最終的に私が今チェックをさせていただいておるものでございます。この計画に基づいてやっていきたいわけですが、この4月の「広報やとみ」と一緒に全戸配布をさせていただきます。また、皆様にも御一読いただいて、隅々までお目を通していただきまして、私ども、また皆様の御意見をお聞かせいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） よろしくお願ひします。

じゃあ、提出のものの最後になります。これはちょっと部分的に飛んだ話になりますが、総合計画というものと、それから私がいろいろ前回まで進めてきた内容の中で、今回、都市基盤整備の充実、事業を実施したいという考えに基づいての話をしましたが、前回までいろいろ取り組まれてきております。

それで、ちょっと僕は担当部長さん並びに課長さんに出した文書は舌足らずの表現によってお届けしておりますので、ここはおわびしたいと思います。というのは、私は総合計画があつて、皆さん方はいろんな作業部会等に分かれて事業を策定されてきたと思います。都市計画マスタープランとの中でいろんな仕事を検討されてきたと思います。そこで、できたかできんかじゃないんです。重点プログラムではプロジェクトとして上げながら、いろんな関係で具体化のめどが立たなかつただとか、できなかつたというものがあるかもしれません。そういうものについては、今後、21年度に移行した場合、どのように取り組んだかということと、間違いなく取り組んで、やめれば失敗ですので、絶対やめちゃいかんと思います。重

点に上げた問題はやめちゃいかんと思います。できるできんは別です。事は進めていくことによって必ず成就します。物事はやめたら、そこで失敗です。成功すれば成功なんです。続ければ失敗じゃありません。だから、続けてほしいということ。

それで、そういうものがもしあって、例えて言うと、私はわかりませんが、近鉄沿線、名古屋まで7駅、5駅あります。蟹江と弥富は大きいんです。これは駅前開発、利権者、地権者、関係者、いっぱいある。これをやろうとするには、すごく汗をかかなかつたらできない問題だと思うんです。だけど、市が生きるか死ぬかの目玉になるのは、世間から見たときの目玉なんです。だったら、幾らできんでも、物事はやろうとする前向きな姿勢で議論を上げていってほしい。もし、上げたけどできなかった、だがやろうとしておる問題があるか等、もしあればお教え願いたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） ただいまの渡邊議員からの御質問でございますが、議員が先ほど述べられましたように、平成21年度から新市の第1次総合計画並びに市の都市計画マスタープランが一からスタートするわけでございます。これは御承知のように、過去の旧市町村のものについては、各計画については新市に引き継いできておるという格好でございます、その中で市の総合計画、それから都市計画マスタープランというのは互いに整合性を持った計画の中でございます。

そうした中で、先ほど一例を挙げて駅前の整備ということをおっしゃいましたが、これは頓挫したことではございません。ただ、視点を変えて、いろんな方面から今後も引き続いて実現に向けて、やはり駅前のところにつきましては弥富市の顔でございますので、これについては引き続き努力していくということを思っておりますので、御理解が賜りたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今、部長からずうっとやってきておるんだよと、事実私は弥富市というものを外から見た場合、JRの弥富、名鉄の弥富、近鉄の弥富と、三つ駅がある。ここから東へ行ってそれだけの駅があるところは、八田が二つぐらいのもんで、ほかはありません。蟹江もあるけど、非常に離れております。それで、非常にこの総合開発というのは将来に向かって重要であるということと、難しい問題であるというふうに思います。だが、視点を変えて、今後も新総合計画にのって前向きに進めていこうという考えを聞きましたので、いいことだなあとと思います。

私は今までいろんなことをお話ししましたが、いずれにしても、この総合計画というのは、10年と言いましたが、非常に大計を示すのに重要な計画です。そこでいろんな社会で言われる言葉は、「まちが変われば、必ず所は変わる」ということで、「まちが生きれば活性化す

る」という言葉もございます。それで、結局はやろうとする人の問題に尽きるというふうに私はずうっと考えておりますので、全員で力を出して頑張っていたきたいと。

服部市長が上げられた大計について、皆さんも一致団結してチームワークをつくって頑張っていたきたいというふうに思うわけで、いずれにしても首長である服部市長は、夢とロマンを持っていただきたいということと、絶えずビジョンをポケットの中に入れていってほしいというふうをお願いをするわけでございます。そして、先ほど人と人事と言いました。腹を割ってこの問題に向かうことのできる財産を持つということ、これが絶対必要だろうと思ったから私は今回の質問になったわけでございますので、よくそのところも皆さんも一緒になった理解をしていただいて、二人三脚でこの行政、弥富市を引っ張ってやっていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

ちょっと飛んだ話、飛んだボールになっちゃったわけでございますが、そのところは飛び飛びでも、多少切りながらでもわかっていただけのことを望んで、今回の私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 再開をして1時間近くなりますので、ここで休憩をとり、2時5分から再開をいたします。

~~~~~

午後1時55分 休憩

午後2時05分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に佐藤高清議員、お願いします。

5番（佐藤高清君） 佐藤高清でございます。よろしくお願いをいたします。

今回、2件の通告をしてありますので、一般質問をさせていただきます。

1点目につきましては、環境の問題であります。環境の問題といいましても、中国から来る黄砂の問題も環境であります。またCO<sub>2</sub>の削減も環境であります。エコビジネスも環境であります。1人が木を1本植えることも環境の一端であります。

今回、第1次総合計画の中で、弥富市新時代への旗印が、「みんなでつくるきらめく弥富自然と都市が調和する元気交流空間」という旗印ができました。この旗印に向かって弥富市における環境政策、環境美化活動について、3点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目としまして、環境税の導入についてであります。

だれしもが緑豊かなきれいなまちに住みたいと思うことは、拒否しがたい事実ではないでしょうか。行政も、緑豊かなきれいなまちづくりを目指して邁進しております。きれいな町

並みをつくって、その姿を継続させるには、努力と時間と経費がかかることはいたし方ありません。限られた財政の中、必要最低限の活動を行い続けることで精いっぱいであります。広い公園、芝生を張りめぐらせた木々に囲まれた公園などは、だれもがあこがれるものであります。公園の維持管理費だけで膨大な費用となっております。三ツ又池公園のオープンに際しましても、経費という面ではさらなる負担となりましょう。

しかしながら、完成間近の公園を拝見しますと、驚くほど立派な公園であります。完成までこぎつけた歳月、費用、関係者各位の熱意と努力を思いましても、この地区における文化、歴史、環境、生活といったものの結晶体として、プライスレス、値段のつけようのない財産となり得ると確信しております。さらに、喜ばしいことに、地域住民の方々も理解を示され、完成間近のきれいな環境を維持し、少しでも経費削減につながるならばとごみ拾いのボランティアを始められ、今ではC O P 10の開催に伴い、生物の多様性といったものにまで地域住民皆様の興味は膨らんでおります。

また、農地・水・環境保全向上対策事業が各地区で始まり、みずからの力とアイデアで地域の環境をつくり上げる意識が強まってまいりました。地域住民は、目の前にごみが落ちていくから仕方なく拾っているのではありません。服部市長が就任当時からぶれることなく訴え続けてきました市民参加という種が、少しずつ開花の時期を迎えようとしております。地域環境をすべての者で共有し、公園管理やごみの後始末を行政に押しつけないようにするために、地域住民と利用者が協力してそれを運営する、行政はこれらの後方支援をしっかりとすることであると思えます。

果たして住民参加という言葉の逆手にとり、何もかも住民にやらせる、丸投げをする方法が住民参加であるのでしょうか。今、小さくとも弥富市内で形になろうとしている形態、これこそが住民参加の理想的な形です。開花した花を枯らさないのが行政の努めではないのでしょうか。地域住民と協力し、緑豊かなきれいなまちづくりを目指していくにも、やはり限られた財政の中で必要最低限の活動を行い続けることで精いっぱいなのが現実で、最大の目的であります、新たな方法を見つけていくしかありません。

その一つの例が、利用目的を持った環境税の導入であります。増税ということになりますので、この時期、100年に1度の不景気、全治3年とも言われる世界的な不況の中で、税収面でも各自治体がかなりのダメージを受けております。弥富市も例外ではありません。この時期に市民の皆様になんか新たな負担を強いる話をするのは心苦しく、勇気ある決断を持って質問をさせていただいておりますが、今、納税者の認識において、少子・高齢者時代の中で、教育、福祉といった重要な面に限って使われる税金であるならば、ある程度の負担は仕方がないといった意見の方々がふえているという、各種のメディアが行う街頭インタビューやアンケート結果を見られた方はおられると思えます。また、経済状況を見計らった上での消費税

の増税、それは目的税といった議論の裏づけとなっております。また、今準備に取りかかっております定額給付金につきましても、1人1万2,000円の給付を、景気対策など、もっと必要な政策をとってほしいということで大変多くの方々が反対されておられました。1人1万2,000円の給付を、これだけ多くの方々に反対される事態というのはよほどのことであり、納税者が税金の使い方に対し、無駄な使い方は許さない、使うべきところはしっかり使ってほしいと監視する目が厳しくなったあかしであります。緑豊かなきれいなまち、これはだれもが願うところであり、公園といった施設は、未来を託す子供たちにとっても重要な場所でもあります。よく遊び、よく学び、よく食べる、それこそ子供たちの成長に必要なことであります。

今、教育現場ではさまざまな問題が渦巻いております。学校に行けば友達ができ、友達ができれば一緒に遊び、たくさん勉強して、たくさん遊べて、当然おなかもすくでしょう。栄養あるおいしい野菜をたくさん食べる。今も昔も原点はここにあると思います。

今、子供たちの教育環境に足りないものに遊び場というものがあります。また、遊び場があっても、安全性の問題、そこで野球やサッカーといった人気スポーツを友達同士でできない、そういったところが多くなっております。コンクリートで埋もれた地面が多くなり、自然と触れ合う機会も激減しております。こういった環境をつくり出すのは、家庭環境ではなく、地域環境であると思います。

このような目的のために増税を求めるならば、理解を得られるかもしれません。また、年に1人当たり何万円もの増税を求めていくものではありません。弥富市民一人一人がワンコインでの募金感覚でも十分な効果が得られると思います。ワンコイン程度ならば、さらなる理解を求めることもより可能と考えます。

環境税の導入について、愛知県も県税として導入を検討し始めていると伺っております。県税となりますと、弥富市に対してどれだけの効果をもたらすか、皆目見当もつかなくなっております。

そこで、以上のことを踏まえまして、弥富市における独自の利用目的を明確にした環境税の導入についての見解をよろしくお願いたします。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えいたします。

環境税とは、経済的手法で環境問題を解決するために導入する税の総称でありまして、一例を申し上げますと、愛知県では、先ほど議員のお話にもございましたように、平成21年度に「あいち森と緑づくり税」として、個人県民税均等割額、本来1,000円を1,500円、法人県民均等割額を資本金の規模により1,000円から4万円上乗せ徴収し、森林、里山林、都市の緑を一体的に整備する財源として徴収することとなっております。また、平成18年度からは、

愛知県では産業廃棄物税を創設し、最終処分場への産業廃棄物1トン当たり1,000円を徴収し、ごみの3R対策の財源とするための目的税を創設しております。三重県では平成14年4月から導入し、他府県においても多くの県が創設しております。

しかし、いずれの場合においても、このような税は都道府県単位の導入であり、議員の思いは大変理解できるところでございますが、一市町村単位で導入することは無理があると考えております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私の方からも、議員の思いである環境税等につきまして、あるいは三ツ又池公園等のお話もございましたので、少しかね合わせながら答弁をさせていただいておりますが、大前提となる、私どもとして弥富市の環境基本計画というものを策定していかなきゃいかんというふうに思うわけでございます。これは、先ほど来からお話が出ております、弥富市総合計画の一環の中で環境基本計画を盛り込んでいくということを皆様の前にもお約束させていただいておるわけでございます。そうした形の中で、環境教育の推進というようなこともあろうかと思えますけれども、市民の皆様に美化運動の促進をどうしていただくか、あるいは学校等における環境教育の推進はどうしていくか、あるいは新しいエネルギー政策に対する推進協力をどうしていくか等々、今までの問題等を具体化していかなきゃいけないのが環境基本計画でございます。そういったことを来年度、私どもとしては平成22年に、ことし一生懸命勉強させていただきながら、基本計画を策定してまいりたいということをまず前提としてお話をさせていただきます。

それから、環境税の問題でございますが、佐藤議員からのお話を伺い、その理念、考え方について大いに参考になるわけでございますが、大変厳しい生活実態、あるいは市民の皆様に、目的税とはいえ、新たな御負担をいただくということは大変慎重に考えていかなければならないことだろうというふうに私も理解するところでございます。

先ほど次長が答弁しましたように、今のところ、その計画の中にも環境税を導入することにつきましては考えを入れておりません。市民全体の取り組みは、地域で行っていただくということも大変有効だと思っておりますし、自発的なボランティア活動といったものを年間を通じてお願いもしていかなきゃいかん、あるいはシルバーさんに御協力をいただいて予算計上をしていくというようなことも必要であろうかというふうに思っております。

三ツ又池の管理のあり方につきまして御質問でございますので、少しお話をさせていただきます。

12月の答弁では、この三ツ又池、15ヘクタールの大変広いところでございます。この4月1日から私ども弥富市の方に愛知県の方から移譲させていただきながら、管理・運営をしていくところでございます。そうした形の中で、維持管理費はおおむね1,500万円ぐらいはか

かるだろうということ、12月議会の中で議員の御質問に答弁をさせていただいている経緯もあるわけですが、私どもとしては、この三ツ又池の管理のために基金を積みさせていただいております。額としては1億円ちょっとの基金でございます。そういったことを、大変大事な税ではございますけれども、その基金の一部を取り崩ししながら維持管理をしていかなきゃいかんというふうにも思っております。また、農政事業であるとか都市計画事業という中で管理をしていく、そういったことを考えていきたいというふうにも思っております。

また、全協等で議員の皆様からも御指摘をいただくわけですが、県の応援をいただかないとあかんじゃないかということでございます。私どもも一緒になって行動させていただきながら県の方に要望をしているところでございます。今後は単県事業等の中で県の方も相談に応じるという温かい言葉もいただいております。一緒になって今後も維持管理をしていくというところでございます。

また、運営だとか、あるいは三ツ又池公園に対する基本的な、いわゆる環境面での御相談でございますが、今月の30日、県の環境部長と私お会いさせていただきながら、三ツ又池の管理・運営につきまして、特に運営面につきまして御相談申し上げていくというふうに思っております。

いずれにいたしましても、先ほども言いましたように、大変広いところでございます。基本的には自然環境の維持、あるいは生態系の維持ということが非常に大事な公園でもございます。そういった形のところにつきましては、プロの専門家の知識も私どもとしてはお願いをしていかなきゃいかん。あるいは草だとか草木だとか、そういったようなものにつきましては、シルバーさんだとか、あるいは地元の皆さんのボランティアという形でお願いしていかないかということをお考えおるところでございます。

この三ツ又池公園は、4月29日に開園を予定しております。今急ピッチで整備を進めているところでございます。議員各位におかれましても、完成の暁には、一度さまざまな角度から御検討もいただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。また、市民、住民の皆様が一人でも多くこの三ツ又池に足を運んでいただけるような、そういうPR活動も我々の大きな仕事であろうというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤高清議員。

5番（佐藤高清君） 緑豊かなきれいなまちづくりということで、公園の管理について今答弁がありましたけれども、県が県税として税金を取るわけですがけれども、その税金が弥富市に何らかの形で交付していただけるならばという思いで、弥富市民が一致団結して、1本の木を植えることから始める環境対策を行うことによって、県にその思いが伝わって、伊勢湾

台風から50年で、樹齢50年という大木はあまりないわけであります。我々の子供のころは、あの森、だんなさんの森といって、大きな樹木があったわけであります。せっかく残った松、そういったものは、今、松くい虫で大変難儀をしております。古い木ほど枯れていくわけであります。そういったことも含めまして、弥富市が公園の管理に強い思いを抱いておることを県側に発して、何らかの形で県税の交付が弥富市にいただけるならばという思いがありますので、強く要望をしておきます。

続きまして、2点目の質問としまして、市内のごみの現状と対応の状況について質問をいたします。

市内を見て回りますと、理由はともあれ、空き缶、たばこの吸い殻が捨てられているのを目にします。また、すごい場所には冷蔵庫、洗濯機、テレビ、そういった電化製品、ナンバープレートが外された車やバイク、はたまたそのタイヤやバンパーといった、本来リサイクル等が義務づけられているものまでが捨てられている現場を目撃したり、話を聞いたりすることはよくあることであります。あり得ない場所にあり得ないものが投棄されている、全く不思議な状況であります。正直なところ、悪意を感じずるものもあります。学校や駅、病院、公園、公共施設といったものの周辺にもペットボトル、お菓子の包み紙、コンビニ弁当の空の容器、そういったものがごみとして無造作に捨てられております。水路や川にこれらのごみが不法投棄されたことにより、ポンプの詰まりの原因となるやもしれません。一体全体いつになったらごみがなくなるのか想像がつかず、同じことを繰り返しているにすぎないような気がしてなりません。

そこで質問をさせていただきますが、市内におけるポイ捨てや不法投棄の現状について行政ではどのように把握しているか、その現状、市民の皆様から苦情、通報等の状況がどのようにあるか、お答え願います。

議長（黒宮喜四美君） 環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは佐藤議員に、不法投棄の現状、あるいは処理の現状について御答弁申し上げます。

テレビ、冷蔵庫といった家電、あるいは家具類の大型ごみ、また瓦れき類の不法投棄につきましては、市民からの通報、もしくは市内を通過中の職員の通報等により、業者委託にて回収いたしております。本年2月末で延べ23回、費用にいたしまして92万2,000円余りを出費しております。また、車、バイクにつきましては、犯罪等も視野に入れる必要があり、防災安全課、あるいは土木課と共同で対応しております。

また、先ほどございました菓子等の紙くずだとか、いわゆるポイ捨てごみにつきましては、公園を拠点とした回収と道路を中心とした回収等に分け、シルバー人材に年間委託をして対応しております。費用といたしましては、年間契約230万円でございます。また、業務を開

始しました平成20年5月から本年2月までの回収量と処理費でございますが、回収した紙くず、あるいは大型ごみの家具、自転車など、こういったものは八穂センターに原則搬入しておりまして、量といたしまして18.58トンでございます。また、専門業者でないと処理できないもの、廃タイヤ7.17トン、本数にいたしまして大小600本でございます。これに係る処理・運搬費につきましては18万8,000円余りでございます。それから、テレビとか冷蔵庫といった、いわゆる家電リサイクル法の4品目でございますが、これはシルバー、あるいは業者対応で回収したものが58台、そして職員等が回収したのもも含めまして、全部で72台でございますが、これを指定取引所、これは家電リサイクル法に定められたリサイクルを引き受ける場所でございますが、ここへ運んだものが72台ございまして、これに費やした費用でございますが、運搬費、リサイクル料金を含めまして24万1,000円余りございました。その他これ以外で処理できないもので、弥富市の最終処分場で処分するものがございまして、これらにつきましては、不法投棄ごみの費用は明確には算定できないということでございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高君） 今、担当の方から回数とか金額とか重さとか、それぞれ報告があったわけでありましてけれども、相当な金額になっております。また、このほかに弥富市の下の方にはたくさんの排水機場があります。全部の排水機にごみをかき揚げる装置がついていて、それを処理しております。この金額についてはここに含まれておりません。先ほどの話で、親方日の丸で、連絡があったら92万でも18.5トンでも処理すればいいわというような話でありますけれども、これをどうするかというのが僕の質問でありまして、数字だけ報告を受けて、困った困ったで過ぎていくわけにはいかんわけでありまして、何とかしないかんと思って必死になってやっております。

それでは、この問題を踏まえて、三つ目の質問をさせていただきます。

先ほど担当課の報告がありましたように、弥富市のポイ捨てや不法投棄の現状を踏まえて、三つ目のポイ捨て条例の制定について質問をさせていただきます。

弥富市の至るところに空き缶やペットボトル、たばこの吸い殻、紙くずなど、それから自動車や電化製品の不法投棄まで、少なからず目にとまる現実があり、先ほど担当課長からその数字につきまして報告がありました。弥富市行政はもとより、仕事や行楽で弥富市内の道路、施設を御利用になる方々まで、この現実を理解されておることとは思いません。緑豊かなきれいなまちづくり、ごみのない町並み、それはだれしものがあこがれるものであり、行政も最大限の努力を行っていかねばなりません。弥富市行政においても、ポイ捨てされたごみ、不法投棄されたごみの対応に大変苦慮しておられると今報告がありましたが、弥富市行政がこれらの問題に対処する時間や経費を考えると、市民の皆様が想像する以上の負担が

のしかかってくると思います。そういう表現をしても言い過ぎではないと思います。

市内の道路には、国道、県道、市道、そして農道があり、水路も農業用のものから各種あることから、それぞれ管理者が違い、管理者が多岐にわたっている組織の構造上、行政の対応が後手に回ってしまう、いかんともしがたい歯がゆい思いも行政側にはあるのではないかと思います。個人的にもそう感じております。しかしながら、ポイ捨てや不法投棄の現実は待ってくれません。行政側の組織構造や職員の思い、関係法規とは別に、市民の皆様の思いは、少しでも早く片づけてほしい、この1点に集約されるはずで。

この市民皆様方の思いにこたえるにはどうすべきか。試行錯誤をいたしますと、この問題の大もととなっていること、だれかしらは何らかの形でポイ捨て、不法投棄をさせなければこのような問題は起こらないのであって、至ってシンプルに考えることが解決策の近道だと考えます。ポイ捨て、不法投棄は、個人のモラルによるものが大きいものです。ポイ捨てや不法投棄の現実に対し、ポイ捨て条例のような、何らかの目に見える形で行政側が断固闘う姿勢やメッセージを示すことが必要ではないでしょうか。学校、駅、病院、公園、商店街といったきれいな環境が求められる最重要箇所が市内には多数あります。まずはそういったところから徹底して、行く行くは市内全域に拡大されて、ごみ一つない弥富市をつくるのが最重要政策だと思います。大もとから絶つことで行政の負担が減り、大もとから絶つことで市民の皆様にもきれいな環境が約束される。断固闘う強い姿勢、メッセージは有意義なものと考えます。

また、環境税の導入ということで、市民の皆様になんか新たな負担を求めることはどうかと思い、質問をしようか、しまいかと思っていましたけれども、きれいになるためなら、目的があるためならという思いで訴え続けました。市民の皆様にとんとんと負担をお願いするだけではなく、きれいにならなきゃ受け入れられるわけがありません。負担を最小限にとどめる努力を示さなければ、到底理解できない環境税であります。環境税の導入について、ポイ捨て条例と同時に進行することで、従来のポイ捨て、不法投棄への対策等の環境政策の負担を減らして、その分を公園整備等の次なる環境政策を展開することが現実化してまいります。そうすれば、環境税としても1人が数百円を負担することで意識の高揚につながり、ポイ捨て条例とセットで考えていくと、ごみ一つない弥富市になると思って質問しました。

このポイ捨て条例の制定について、市は必要性があるかどうかをお尋ねいたします。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤高次議員の御質問にお答えするわけでございますが、本当にごみの不法投棄、ポイ捨てということについては、私ども弥富市だけじゃなくて、多くの自治体が大変困惑をしている、困っている一つの現象だろうというふうに思っております。

私どもといたしましては、住民の人たちはしっかりと意識をしていただいているというふ

うに思うわけですが、その地理的な環境というのが、比較的インターに近いとか、あるいは南部の方においても伊勢湾岸道路弥富という少し静かなところ等もございまして、そういったところへ外部から持ち込まれるごみが非常に多いわけですが、そうした中で、今後も美化に対しては、さまざまな私どもの自主パトロール等も含めましてしっかりやっていかなきゃいかんということでございます。また、少し経費をかけさせていただかなきゃいかんわけですが、汚いところにはごみを捨てやすいというふうに私も思います。即刻片づけていくことが大事だろうというふうに思っておりますので、大変申しわけございません、シルバー人材センター等にお力添えいただいて、今後も片づけることを徹してやっていきたいというふうに思うわけですが。

ポイ捨て条例の件でございますが、私ども弥富市は平成8年に「空き缶等ごみ散乱防止条例」というのを制定させていただいております。多くの自治体では、先ほども話がありましたように、条例の名前はさまざまでございますが、この趣旨といたしましては、平成8年に条例化させていただいております、空き缶等ごみ散乱防止条例というのが匹敵するだろうというふうに思っております。今後もこの条例を市民の皆様に周知徹底すると同時に、私どもとしては弥富市のホームページ等で掲載をさせていただきたい、そしてしっかりとPRをしていくことも大事だというふうに思っております。そして、最初のところでも私が答弁させていただきましたが、弥富市の総合計画の中で環境基本計画を策定していくわけですが、総合的に検討して方針を出していきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

そして、新しく立て看板等、あるいは垂れ幕等もつくることを検討していかなくてはいかんのじゃないかなあというふうに思っております。目につくところに対する、それぞれの自主的なパトロールも含めまして、今後も徹してやっていきたいというふうに思っております。御理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高次君） ありがとうございます。

各農道とか県道を車で走っておりますと、車窓に「ポイ捨て禁止」という看板が確かにふえつつあります。ポイ捨てはまさにポイ捨てであって、散乱防止条例とか、わかりにくいネーミングでは伝わる思いが違うと思います。とにかくどんな形をとっても弥富市からごみをなくすという大きな目的を持って、愛知県が環境税を取るならば、何とか地方交付税でもって弥富に来るように、一致団結した姿勢を、また旗印を掲げて、愛知県から交付税をいただける準備はさせていただきたいと思います。環境の問題は以上であります。

続きまして、2件目の通告であります。この件については、亡くなられた方のことでありますので、少し声を小さくして質問させていただきます。

弥富市内で亡くなられた市民の方々に対する市の対応についての質問であります。いろいろな形で告別式のあり方が変わってまいりました。私も1年前に改選をいただきまして、こういった告別式に出席する機会もふえてまいりました。そういった中で、弥富市の対応に少し疑問があるのではないかというお尋ねがありましたので、今までの市の対応についての件をお伺いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） お答えをいたします。

告別式の対応につきましては、現在、市内で行われる葬儀につきましては、御家族の許しが得られた場合、幹部職員が参列させていただき弔意をあらわしております。なお、市外で行われる葬儀につきましては、弔電をもって弔意をあらわしておるところでございます。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高清君） 今、部長の方から報告がありました。その報告の中で、市外の斎場につきましてはという部分であります。最近自宅で行われる告別式が減って、隣接する斎場へ出向かれる場合が多々あるわけでございます。そういった中で「弥富市様」という来賓の呼び出しがあるわけで、そのときに空席であるという寂しい思いが私どもに伝わってまいります。弥富市内であれば出席を認められておるということでありますけれども、ぜひ蟹江にある斎場で行われます告別式においても、弥富市から出向いた対応をお願いしたいと思っておりますが、これは要望になるわけですけれども、その辺のところはいかがなものですか、よろしくお願ひします。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） 私どもにも市民の声がございまして、さきの幹部会におきまして、本年4月から告別式の対応につきまして、県内の隣接市町村、いわゆる蟹江町、飛鳥村、愛西市に限り、葬儀でございますが、これも市内同様、御家族の許しが得られた場合、幹部職員が参列させていただき、弔意をあらわしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 佐藤議員。

5番（佐藤高清君） ありがとうございます。質問してよかったと思っております。

亡くなられる順番が年齢の順番なら本当に安心しておられるわけですけれども、こればかりは順番がありません。亡くなられた方の関係、また見送られる人の関係、いろいろあるうかと思ひます。難しい問題ものしかかってくると思ひます。今、部長の方から話がありましたように、できる限りのことで弥富市からのお見送りをよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 次に三宮十五郎議員、お願いします。

12番（三宮十五郎君） 通告に基づきまして、3点にわたって質問をさせていただきます。基本的な問題については市長からお答えいただきたいと思えます。

まず最初に、県内で一番高くなっている水道料金の引き下げについてお尋ねをいたします。

今議会には、下水道につきましても次の年度から料金も設定することになっておりますが、現在、南部水道では10立方メートル使用した場合で1ヵ月1,764円、今市が想定しております下水道料金をプラスしますと1.89倍の3,339円になると思えますが、20立方メートルではこれが3,339円から6,489円、1.94倍、30立方メートルの場合では5,544円に4,725円が加算されまして1万265円、50立方メートルを超えますと、家族が多かったり、あるいは事業用ということがありまして、大幅に加算が進む仕組みになっております。そういうこともございまして、市長がこの議会でも、あるいは南部水道で私も御一緒に議員を務めさせていただいておりますが、市長のいろんな発言を通じまして、市民の皆さんや関係者の皆さんから、本気でこの水道料の問題を心配してくださっているという声が上がっておりますが、問題は、2市と1村が共同でやっていることや、いろんな経緯がありまして、なぜ高くなっているのか、どこに問題があって、どういう対策が必要かということが、それぞれの基礎自治体であります市、あるいは村、あるいはそれぞれの議会、南部水道議会で、あるいは3人の市長・村長さんたちの間で合意ができなければなかなか事は進まないこととございまして、原因と問題点についてお尋ねをしながら、本当に関係者の合意ができるように私も努力を続けていきたいという立場で質問させていただきます。

まず、南部水道の水道料が高い大きな原因の一つに、昭和50年代までに、伊勢湾台風以後1メートル50近い地盤沈下がこの地域一帯で進行いたしまして、地盤沈下防止対策ということもあって、南部水道企業団の職員の説明によりますと、県水に切りかえてもそんなに費用負担は変わらないという理解でこれを始めたというふうには言っておりますが、平成7年当時に、海部南部水道と同じぐらいの規模の市ないしは企業団が水1立方メートルを手に入れるための費用は、同規模団体全国平均で37円26銭でしたが、南部水道企業団は当時63円90銭で1.7倍でございました。それが平成18年には、南部水道が76円69銭、全国平均が40円12銭でありまして、1.9倍を超えるものになっておりまして、年々高くなっております。さらに平成20年度には、利用が全くされていない長良川河口堰の、県の工業用水道が負担することになっております用水費の権利の65%を523億円も出して県営水道事業の方に買い取らせております。利用見込みのないままに、さらに木曾三川を結ぶ徳山ダムからの導水路事業も行われており、設楽ダムの建設も進められております。こうした事業の負担金や施設の減価償却費が県営水道料金にさらに上乗せをされてきますので、今後も大幅な水道の原水の費用がかかることになっております。これが一つであります。

もう一つは、昨年の10月1日付でつくりました弥富市統計資料、平成20年度のものでございますが、これを見て私もびっくりしたんですが、全国平均や愛知県平均では、実は水を1立方メートルつくるために必要な値段よりも供給している値段の方が安いんですよ。それでも運営できる。その最大の秘密というか、理由は、今水道の施設の中で一番大きい費用負担を占めておりますのは水道管なんです、これが40年利用されるということで原価計算がされて、分割して減価償却費を水道料に負担させる仕組みがあります。今、南部水道が更新しているものの中でも、伊勢湾台風の後の昭和36年に布設したものの更新がされておいて、ほぼ50年近く使われておるわけでありましてね。実際に40年の計算でも50年、物によっては60年と使えるわけでありまして、赤字で給水しても運営していくことができるというのが全国の現在の実態であり、愛知県平均の実態でもございますが、南部水道企業団は、なぜこうなったのかちょっと不思議であります、例えば平成15年は15円70銭もうかる仕組みにして給水している。そのときの全国平均は1立方メートル当たりマイナス7円20銭、愛知県平均は4円80銭でありました。翌年の16年度は、全国平均はマイナス10円50銭、県平均は4円30銭、南部水道の平均は15円という形でありまして、非常に水道料金が高い原因の中には、水を手に入れる費用がけた外れに高いということが一つと、もう一つは、水道料金の設定が愛知県平均や全国平均に比べてけた違いに収益が上がる、もうけが上がる仕組みがあり、さらに全国の今60%以上の市町村や水道企業団は、一定の時期を過ぎますと、水道に新たに参加する人たちが負担する加入者分担金、これも水道料金と同じ利益に計算をしてやっておいて今みたいなものですが、南部水道はこれも利益にしないということで、なおかつ今のような利益を上げている水道料金にしておりますので、二重三重に高くなる仕組みがつくられております。

さらに、実際に南部水道の出している資料で見ますと、この間に一番大きい事業というふうに私どもが理解しておりましたのは、平成6年から25年間、31年までという予定でありましたが、実際には26年に終了するという今見通しになっておりますが、石綿セメント管の更新事業であります、これが始められました平成7年以降、19年までの間にどの程度の建設投資がやられてきたかということを見ていただきますと、6年度のバランスシートと19年度のバランスシート、決算書によって見てみますと、この間に実際に施設を維持するための減価償却費は59億円でありましたが、石綿管更新事業と配水管整備事業、それからその他の施設の更新事業に106億円の建設投資が行われております。それは今言ったような収益が大幅に上がる仕組みがあるということが一つであります。

もう一つは、こんな過大な受水費の負担があるとすれば、これは防災対策ということでやったことであれば、当然私は愛知県や関係市村が一定の基準で負担をすべきものではないかと思っておりますが、この間、石綿管更新事業を中心にいたしまして、今言いました106億円の建

設投資のうち、国と県の負担が9億8,000万円、市村の負担が7億6,000万円、水道料等市民の皆さんが負担をした収益で負担されたものが減価償却費の59億円分と、水道のこの間の利益12億円、加入者分担金を利益として計上すれば、全体の建設投資の72.5%を加入者が負担したことになっております。さらに、この間職員の給料だとか借金の支払いだとか、こういうもので南部水道が実際の支出を伴う負担というのは336億円であります、公的な負担はこのうちの5.2%の17億4,000万円、82.7%は水道料金で賄っております。

私は、本当に南部水道の水道料金の設定というのは、全国水準や愛知県の平均に比べて、これはもうこのまま放置できない、きちんと関係市村で議論をする。そして、実際に市村の代表を務めます2人の市長と1人の村長、このお3人を中心にいたしまして、法律の上では一般の役所と同じようにこの3市村の共同によって運営・管理がされる、経営がされるというふうになっておりまして、今回の談合問題なんかの訴訟でも、今の管理者の愛西市長が訴えられているわけですが、そういうことを考えますと、やはりこの管理運営の中心が実際には3人の、以前は何人か見えましたが、市長さんなり町長、あるいは村長、こういう方たちが直接責任を負う形にすることと、議会が必要なチェックができる仕組みが長期にわたって実態がなっていないこともここまでに至った大きな原因であるというふうに思いますが、こういう事態についてしっかりと議論をして、あるべき姿に直していく必要があるというふうに思いますが、まずその辺について市長の御見解をお伺いしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

海部南部水道企業局の水道代が高いというお話でございます。私もこの議会の議員の構成メンバーの一人でございます、その問題につきましては昨年来から論議をしているところでございます。しかし、水道議会という形の中で、基本的には企業会計という形でおやりになっていることだもんですから、私としては水道議会の中で徹して論議をし、問題の解決策に臨むべきだろうというふうに思いますけれども、私どももたくさんの議員の方が構成議員として出席させていただいております。

一つの比較として、先ほどお話が出ておりましたけれども、受水の仕方そのものについて、各市町村では多少違いがありますけれども、確かに高いわけでございます。南水は30立米で5,544円、そして私どもの近隣の市町と比較させていただいた場合にも、津島市さんが4,341円、南水の方が127%高い。蟹江町さんも、30立米に対する費用といたしましては3,666円という形でおやりになっておるわけでございます。そういう形で比較すると、150%以上南水の方が高いという状況があるわけでございます。

それは、先ほど三宮議員がうる細かいところまで御説明をいただいたわけでございますが、議会の中での答弁というのは、先ほど話がありましたように、いわゆる高い水道施設という

中では受水費が高いんだという形でございます。100%県水に依存していくということで決定をされておるものですから、受水費が高いということでございます。また、配水管の布設工事であるとか、あるいは老朽管の更新工事、こういったことに対しても、2市1村の面積が非常に広く、総延長距離も非常に長いという状況の答弁が繰り返されておるわけでございます。これからいろんな形で論議され、ぜひ改善をしていただきたいというふうに思っております。

基本的には、こういう形で隣接の市町と比較しても大変高いわけでございます。弥富市の問題からすれば、今こういった上水道に対する問題と同時に、下水道工事という形の中で、日光川流域下水という形の中で、今議会の中でもその使用料について皆様の方に御提案申し上げておるわけでございます。そうした上下水道という形の中で御負担になりますと、大変高い料金を住民の皆さんにお願いしていかなくやいかんというわけでございます。そういった形の中で、今後は私も議会議員の一人として、この点につきましては非常に高い関心を持ちながら注目していきたいというか、改善をしていくために努力していきたいと思っております。

企業長のあり方につきましても、先ほど三宮議員からお話ございましたけれども、これは2年に1回の当番制のようなものでございまして、今は愛西市さんがおやりになっておるわけでございますが、次は弥富市、弥富市が2年やると、次は飛鳥村という形になっていくわけでございます。2年間という形の中の企業長というのは、率直に申し上げますけれども、充て職というような感覚でございまして、その経営実態につきましては、少しわかりづらいといったようなところもあるわけでございます。そうした形の中で、情報公開をその都度その都度求めていくわけでございますけれども、議会の組織のあり方として、やはり私も質問させていただいておりますけれども、企業長1名、副企業長2名という形で、議員構成も含めまして再検討すべきではないかというお話をさせていただいております。また、談合等の問題についても、今生じているわけでございますが、そうしたことの成り行きについても注目していかなくやいかん、そんなような状況でございます。

いずれにいたしましても、独立会計というか、企業会計という形でやっておるものですから、議会の中でしっかりと論議をしていただく、そして私どもとしても議員構成の中でしっかりと意見を申し上げていくということを基本にして、今後も進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 今、市長の御答弁の中で、企業会計で独立会計であるからというお話がありましたが、法制度上は3人の市村長さん、そして直接的にはそのときの企業長を務める方が市村長と同じ責任を負わされるわけですね。人事権や予算の編成権、そういうも

のですね。

このたび談合の問題がありまして、監査委員の方が単価表やそういうものを出してもらいたいと言ったら、監査委員にも見せることができんというのが南部水道の職員たちの対応だったんですね。だから、きちんと今市村長が、今市長おっしゃられたように、企業長、副管理者というような形で携わって、細部にわたるまで、これは議員としては絶えず人事やそういう問題に手を出すことができない仕組みになっておりますので、やっぱり市村長という立場と同じ企業長、それからそれを支える副管理者として職についていただいて、常時、選挙で選ばれる人が責任を持って執行者としてやっていくことがなかったこと。だから、今市長がおっしゃられたように、企業長の間だけは企業長として執行者なんですけど、あとは一議員としてしか関与できないという状態で、結局1人の企業長さんに全部負担がかかって、あまり目が届かない状態というのが今日の事態を生んだ非常にまずい原因ではないかと思うんですね。

談合問題があって、私も実際に調べて驚いたんですが、実は平成19年度の弥富市の入札の予定価格と落札価格というのは、予定価格の88%ぐらいなんです。間違っておるんじゃないかと思って、改めて計算をし直したんですが、最大の理由は、同報無線が1億6,000万円ほど予算に比べて節約されて、予定価格の67%で落札されたことだとか、集落排水事業、これは水道も今そうなんですけど、機械や設備、要するに電気だとか機械設備、電子機器、こういうものについては、実際の市場価格に比べて市町村が買っている値段が極めて高いということや、業者が談合しているということが大きく問題になっていたこともあって、そういう中で専門にかかわってきた人たちがいろいろ弥富市や議会に助言をしていただいて、市長も頑張っていたら、そういう中でされたことで、入札全体ではまだいろいろ問題はありますが、そういう実態が19年度1年間の弥富市の入札では起こっておりますが、南部水道の場合は、配管工事が98%前後というのが5年近く続いてきておったり、あるいは電気設備だとか機械設備は、何億という事業が99.何%だとか、そういう形で落札されておりますが、こういうことについて本当に系統的に問題にできない。監査委員に対しても、単価表やら予定価格について見せてほしいという請求をしたら、できんということを公然と言っていたり、あるいは情報公開につきましても、ほとんどの市町が10年ほど前にやったと思うんですが、実は南部水道につきましては、やっと本年度から情報公開という状態でありまして、本当に今の母体の周辺の市や村に比べて、市民との関係や行政の管理・運営体制というのは非常におくれておりまして、ここをきちんと改めることと、それからもう一つは、やっぱり全国的な平均や愛知県の平均の経費と水道料金の設定の仕方が、マイナスだったりとんとん以下だったりという状況のもとで、1立方メートル当たり15円も16円ももうけるというような設定の仕方だと、幾らでも投資できますよね。このことがどれだけ高い受注になっても問題にし

ない背景の一つにもなっているというふうに思いますので、このことも含めて、関係市村のいろんな経験を集約して市村長がこの運営に当たり、企業長としての責任も果たし、また議会も、今回、南部水道議会としては監査委員のせっかくの勧告に答えることができませんでしたが、その中でも、こんな98だとか、そんな入札がずうっと続く状態について監査委員が問題にしなかったことがおかしいなんていう意見が議会の中で出て、監査基準の中にそういうものについてもきちんと入れるべきだというような意見も実は議員の中からも出るような状態がありますので、これは今後私どもの議会の任期中にはもっともっといろんな形がかかわっていきたくと思いますが、今市長がおっしゃられたような企業長や市町村長が、実は法律上企業長・副管理者という形で責任を負わされておるということです。今の形がどうあれ、実際に問題が発生すれば住民監査請求をされる訴訟の対象になる形ですので、ぜひ実質市町村長と同じ立場で経営に常時参画できる仕組みを実現していただくということと同時に、やっぱり水道料金の設定が全国平均に比べて、私も正直なことを言うと、やっぱり旧鍋田村だとか、それから飛島村だとか旧十四山、それから立田村、こういうところを抱えているから蟹江に比べると水道料金が高いかなという思いはあったんですが、ところがその程度じゃないんですよね。なぜかといったら、愛知県平均、全国平均ということで見れば、人口密度だとか、そういうことから考えても、あるいは山間僻地や離島や、そういうところを抱えたところも含めた平均の料金に比べて、全国平均に比べて南部水道の水道料金は20%高い、愛知県平均に比べて30%高いわけでありますから、私は少なくとも愛知県平均ぐらいは努力をすれば当然できる立地条件の地域だというふうに思っておりますので、その辺も含めてあるべき姿に近づけていくための、特に市長としての立場でできる御尽力をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

今回、水道料金が高いということで住民訴訟が起きたということは、私は大変残念なことだなあというふうに思うわけでございます。この訴訟につきましては、現在開かれております司法の段階で係争されておるわけでございますが、具体的に明らかにされるというふうに思っておりますので、それ以上のことは答弁としても控えさせていただくわけでございますけれども、さまざまな理由に基づく水道料金の高さということが明らかになるのではないかなあというふうに思っております。

先ほども話がございました組織の改正ということと同時に、監査役員の問題等についても今議会の中では御意見として出ているわけでございます。今までは、議会、あるいはその周辺という形の中で監査委員を2名出してみえるわけでございますけれども、具体的にその監査をしていただく1名につきましては、外部から導入したらどうかというようなことも論議

をこれからされるのではないかなあというふうに思っております。私も構成メンバーの一員として、この問題につきまして弥富市としてのしっかりとした意見を申し上げ、またそういった水道料金に対するさまざまな論議の中で、具体的な改正というか、今後の料金のあり方につきまして御意見を申し上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 再開してから1時間10分ほどたちますので、ここで休憩をとります。3時25分に再開いたします。

~~~~~

午後3時12分 休憩

午後3時25分 再開

~~~~~

議長（黒宮喜四美君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

三宮議員。

12番（三宮十五郎君） それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

今、大変な不況のもとで、年収200万以下のワーキング・プアと言われる人たちが1,000万人を超えるという状態が一方であり、もう一方で、バブル崩壊以後、本当に中小零細企業の皆さんに対しては大変な負担や犠牲が押しつけられております。私もこの間いろんな方たちの相談に乗りましたが、例えば弥富市では、水銀灯の道路照明について、1ヵ月1,000円の電気代を負担していただくという仕組みがありましたが、もう早くから、今の商売の状態では、事業主の私たち夫婦はもう年金だけで、給料はほとんどもらっておらんと。あとは若い人たちが数人おるもんで、その人たちだけは何とか給料を出さなきゃいかんという状態で、かろうじて営業を続けているから、この電気代についてはとても負担できないがどうしたらいいだろうということで相談に乗って、そういうのは市が引き受けていただくとか、いろんなことをしてきたんですが、つい先日も、数十人ということですから中小零細企業の中では企業体としてはしっかりしている方の方だと思んですが、雇用調整助成金をもらう手続きをとったらどうですかという話をしたら、本当に仕事がないことが目先に見えておるんですが、それを申請しようと思うと、就業規則だとかそういうものを整備しないと対象にならないとかいろんなことがあって、国が今、第2次補正で、中小企業につきましては年間100日、3年間にわたって300日を限度として、雇用調整で休業する場合は給与の80%を国が負担するという制度もできておるわけでありますが、ただ、本当に弥富の御商売をやっているような、従業員一、二名使っているような人たちが利用できるかどうかだとか、もう少し大きい、数名使っているという人たちが、この制度を使えるのか使えないのかというのは、弥富の御商

売をやっている皆さんにとっては大変深刻な問題なんですよ。

愛知県は、ことしの1月21日に市町村長あてに通知を出しまして、ぜひ労働局なんかと相談もしながら、働く人たちが路頭に迷わないように、同時にこういう人たちが雇用が続けられるように、労働局等とも相談をしながら必要な手だてをとるようということを出しております。先日、商工労政課長に、実際に弥富市としてこういう国の施策だとか、それから今はそういう状況でありますので、特に20年につきましては貸付金も大幅に減っていますよね。商工振興資金なんかの借入れも大幅に減少しております。結局、見通しが見つからないから、借りても返すことができないというような状況の御商売の方が非常に多いわけでそういうふうになっておると思うんですが、ぜひ弥富市の商工労政課として、商工会とも相談しながら、労働局、あるいは職業安定所とも相談しながら、こういう雇用調整助成金だとか貸付制度でそういう人たちが利用できる仕組み、それからどういうものを用意しなきゃいかんか。例えば就業規則なんかだと、自治体でいえば条例を決めるときに準則というのがあるんですが、そういうものもあるはずですので用意をして、本当に困った人たち、朝早くから夜遅くまで必死の思いで働いて、なかなか余裕もない状態だと思っておりますので、そういうものを用意して、実際にそういう人たちが今必要な支援を受けられる、しかも後にダメージが残らないような支援を受けられる仕組みというのを緊急に提供していただきたいということをお話ししたんです。

それから、特別小口なんかの商工資金につきましては、既に利息については、利息はそう大したことないんですが、信用保証料は結構高いんですよ。70%今市が負担をして、全額で年間そのほかのものも合わせまして、商工業向けのものについては700万ほどの補てんをしていると思うんですが、もう一方で言いますと、臨海部に入っている企業には何億という税金の減額をしておるわけでありまして、この地域でみんなの暮らしを支え、雇用を支えている人たちに対して、そんなに多くというわけにはいきませんが、せめて特別小口の保証料は100%補てんをすとか、その他の小口関係のものについては信用保証料を引き上げるとか、そういうことも含めて、市ができる手だてを思い切って強化する必要があるというふうに思いますが、その辺について、市内の業者の皆さんの実態や、あるいは市や商工会の対応というのは現在どうなっているのか、どのように今後していくかということについて、あわせて御答弁いただきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、大変な経済実態になっておるわけでございます。半年前にこのような状況をだれが想像したでしょうか。本当に厳しい実体経済に対する影響があるわけでございます。特に今問題になっておりますのが雇用不安であり、あるいは先ほどから御指摘の中

小企業の皆様の資金繰りでございます。大変厳しい状況であります。特に雇用不安に対しては、大失業時代が来るのではないかとというようなところまで真剣に論議されておるわけでございます。

こういったことに対して、政府の方もさまざまな2次補正の段階、あるいは今月じゅうに成立するであろう平成21年度の国の当初予算に対しても、この雇用政策については最重要課題だという形の中で取り組みがされておるわけでございます。

特に事業主に対しては、先ほど議員がおっしゃるように、雇用調整の助成金であるとか、あるいは特別の奨励金制度というものがなされ、また仕事をなくされた方に対してもさまざまな支援が施されているわけでございます。また最近では、新しい雇用基金という形の中で1兆5,000億ほどの予算を組んでいきたいということでございます。そうした形で幅広く失業者の救済をしていきたいということでございます。これを国の施策としてしっかりやっていただかないと、実は私どもの平成21年度の当初予算に対しては、税収は平成20年度並みの税収が取れるという状況の中で組ませていただいております。こういったことに対しても本当に大きな誤差が生じてくるという大変厳しい状況でございますので、国の施策がしっかりと、早く、スピーディーに実行されることを願うわけでございます。

また、雇用の問題につきましては、やはり国の施策が一番であろうと思っておりますし、また県、あるいは政令都市を中心とした施策の中で考えさせていただきなさいかん。私どもの地方自治ではなかなか雇用対策ということは考えづらい部分もあるわけでございます。しかし、窓口等で御相談いただければ、県の労政局、あるいはハローワーク等に御案内申し上げていくということを支援していく気持ちでこれからも対応させていただきたいというふうに思っております。

商工資金等の問題につきましては、商工労政課長の方から答弁をさせますので、よろしくお願いたします。

議長（黒宮喜四美君） 商工労政課長。

商工労政課長（服部保巳君） 議員の商工資金についてお答えいたします。

議員おっしゃられましたとおり、商工資金につきましては、小規模企業資金70%、通常資金30%、限度額30万円としておりまして、信用保証料の一部を助成しております。これにつきましては、12月の議会でも申し上げたとおりでございます。また、小規模企業資金につきましては、県と私ども協調制度にある中で、商工業資金におきましても、中小企業の金利負担の軽減を図るために利率を一律0.1%引き下げて、現在、今月の3月2日より実施しているところでございます。

市におきましては、昨年10月31日より始めました緊急保証制度、セーフティーネット保証制度の中小企業信用保険法に基づきます認定申請が、10月31日から3月3日現在までで85

件に上っている状況でございます。このような中で、中小企業を取り巻く厳しい環境を理解し、緊急支援策としての認定事務を円滑に進めることが、中小企業者の資金調達に係るタイムラグを少しでも防ぐ方法として考えております。認定事務を優先に図っているところでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 一つは、最初に市長が御答弁になられた問題に関してでございますが、職安や県の機関に紹介するというのもそうなのですが、実際に例えば雇用調整助成金、従業員がいないところは当然対象にならんわけですが、従業員が何名程度、どういう業態なら対象になるかということについて市の商工労政課も商工会もつかんで、対象にできるところはどんどん進めていくということが非常に大きいことですよね。どんどん仕事がなくなって、やめていただくかどうかというようなところですからね。いつまでこういう状態が続くかちょっとできん中で、国がせつかく3年間に限って年間1人100日、3年間で合わせて300日、しかも給与の80%を国が補てんするという仕組みでありますので、これはもう本当にその人たちが御商売を続けられるかどうか、仕事を続けられるかどうかのかなめにかかわる問題なんですよ。

例えば、市との関係で言いましても、今、大体防犯灯なんかの交換というのは、1灯切れたらかえてくださいというやつですから、大きい業者に頼んだって全然話になりませんから、町の電器屋さんがやっていますよね。ところが、従業員がどんどんいなくなっちゃって、お年寄りだから、防犯灯の1灯の交換に3,500円を出しても、とてもうちではようやらんでとって、次々とやってくれるところがなくなっていくという実態で、このままいくと、町内会に委託して防犯灯の維持管理をするということだって難しくなるような、従業員が何人かおるところでかろうじてやっていただけのような状態にまでなっております。

ですから、いろんな意味で、中小商工業者の皆さん、とりわけ零細な業者の皆さんが営業を続けられる最低限の保障というんですが、景気がよくなればもう少し何とかなると思うんですが、今の状態だと本当に深刻な事態ですので、どういう人たちが利用できるかということについて、これはひとつ商工労政課と商工会が一体になって、労働局なり職業安定所できちんと聞いていただいて、対応できる規模や状況に応じて、こういうものとこういうものをそろえれば何とかありますということなら、そういう形で、来たら相談に乗るんじゃなくて、皆さん大体従業員がどれだけおって、どういう業態というのはわかっておりますので、あらかじめそういう情報をちゃんと入手しておいて、実際にあそこが使えるなら私のところもという話にこういう制度はなるに決まっていますから、ぜひそういう糸口をつけていただきたいが、いかがかということ。

同時に、こういう緊急時ですし、先ほど申し上げましたように、既に愛知県下でも特別小

口なんかについては100%信用保証料を負担しているところが決して少なくない、かなりになってきておりますから、費用的にいったって今で年間700万ぐらいじゃなかったかと思うんですが、ぜひこの緊急事態、時限なら時限でも対応して、本当にこのまちの雇用とまちを守る仕事にかかわっている者として、市としてできる手だてというのは本当に限られてくると思うんですが、しかし、それにしたって、よその市町が行っているそういうことについては、ぜひ弥富市もこの際思い切って踏み込んでいただいて、そんなに大きな費用負担を伴うわけでもありませんし、そういう人たちが事業を継続していただくことが実際にまちの活性化の基本にもなっていくしますので、いま一度、実際にこのまちで使える制度について、私たちも含めてですが、きちんと理解もできる、それからそういう対象の人が利用できるということについては、一日も早く手をつけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 基本的には私どもも、そういう事業の一人一人をこの時代において掌握していくのが本当なんでしょうけれども、たくさんの事業の方がお見えになるわけでございます。窓口、あるいは電話等で御相談をしていただくというのが基本になるかと思えますけれども、今議員のおっしゃる実態を一度よくお聞きいたしまして、その方が事業の継続をしていただけるような形で私どもとしては一度お話をさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 一つ商工労政課長にお尋ねしますが、実際に雇用調整助成金、どういう事業者の人たちが利用できるかについてはどの程度把握しておられるか、ちょっと御説明をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 商工労政課長。

商工労政課長（服部保巳君） 中小企業緊急雇用安定助成金の創設ということで、新たに12月に創設されましたこの制度でございますが、従来の雇用調整基金とほぼ変わらないような状態でございますけれども、大きく変わるということは、中小企業事業主が対象ということと、先ほど議員も申されましたように、助成率が5分の4に引き上げられることとか、教育訓練費だとか、実施に際しましてかかった費用の1人1日当たりが6,000円になったということと、細部にわたりましては、制度が国の制度ということで、本来愛知県労働局及びハローワークの方が窓口ということで、詳細についてはそちらの方でということで承っておりますので、中身についてはこの程度の部分が掌握の部分でございます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） もう少し具体的にお尋ねしますが、例えば従業員1人でも対象になるのか、それから1日当たりの雇用時間については最低どれぐらいだとか、そんなことに

ついてはいかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 商工労政課長。

商工労政課長（服部保巳君） 規模ということで、事業主の該当ということで私どもがお聞きしておるのは、小売店、飲食業を含むということで、規模にいたしましては、資本金が5,000万以下または従業員が50人以下、卸売業にいたしましては資本金が1億円以下または従業員が100人以下、サービス業が資本金5,000万円以下または従業員100人以下、その他の業種ということで、資本金が3億円以下または従業員が300人以下というのが中小企業の事業主ということで基準を承っております。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 私がお尋ねしたのは、中小企業はそういうことなんですが、従業員1人だとか、あるいは1日の勤務時間、お店によっては8時間じゃないところもあるわけでしょう、その辺の最低限の条件というのは大体どの辺になるんですか。

議長（黒宮喜四美君） 商工労政課長。

商工労政課長（服部保巳君） 議員のおっしゃられました細かい申請の内部に対しましては、ハローワーク等に対応するというので、現実細かい基準の中身については承っておりません。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 要件もかなり緩和されておりますので、詳細は承知しておりませんでは紹介のしようがないわけですよ。今言ったように、従業員1人でも対象になるとか、そういうことがわかっておれば、実際に仕事のないお店や事業所については、対象になる可能性がありますから申請してくださいという相談も乗れるわけで、ぜひ骨惜しみせずに、職安に出向いて、実際にどういう人たちが最低限、そんな上の条件の人はそうないです、弥富市で、はっきり言ってね。そうすると、下の条件の人たちがどういう人たちが対象になるかというのを明らかにすることが、今この制度が活用できる。だって、そんな支援なんか今まで弥富の市民や国民がそう受けたことありませんから、まさか給料の8割まで補てんしてくれる仕組みがあるなんていうふうにはほとんどの人が思っていないですよ。そして、小さいから利用できないとなると、これまた大きいところは助けて小さいところは助けんかという話にもなりますので、私どももやりますが、ぜひ行政としても確認をしていただいて、これを商工会とあわせてどんどん流していく。何人かの方が使い始めれば、こういう制度は絶対に、あそこでよかったらうちもという話になりますので、口コミというのは物すごく大きい力になりますので、使える制度かどうかという最初の糸口はぜひ行政がつけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 市長。

市長（服部彰文君） 私の方から御答弁申し上げます。

基本は一度よくそういった事業の対象の人を精査する必要があると思いますけれども、私ども行政といたしまして、そういう方に対してやっぱり御支援していくのが本来だろうというふうに思っておりますので、そうしたことの実態を見きわめながら、ハローワーク等で御相談申し上げられるように努力してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 本当に骨身を削る思いで暮らしを支え、そして底辺で雇用を支えている人たちに対して、せっかくそういう制度ができたわけですから、今市長がおっしゃられたような形で、実際に利用できるものであれば一日も早く利用できるような応援をしていただくこと。それから、信用保証料につきましても、かなりの市町でもう特別小口については100%というような対応がされておりますので、それも確認をいただきまして、必要な改善をされることを強く求めて、次の質問に移ります。

高齢者等への配食サービスでございますが、平成19年9月から、それまでの週1回から週5回にしたことによりまして利用者も急増しておりますし、配食数もかなりふえてきておりますし、多くの皆さんが本当に喜んでいただいております。特に弥富は、65歳以上の高齢者及び高齢者のみの世帯で病弱者がいるという条件でやっていただいておりますが、弥富市の中には、65歳にはなっていないが、ひとり暮らしで障害を持って、なかなか買い物に出向けないとか、あるいは難病で、例えば筋無力症なんていう方は午前中全く動けない、買い物にも出られないというような人たちもあって、そういう人たちに対するデイサービスだとか、そういうのもやっておるわけでございますので、ここは対象をふやすことと、ぜひ5日でやられたら、もうあと2回でございますので、県内の35市のうち13市が今毎日の配食をやっておりますので、子供等については手厚い支援をして大変喜ばれておりますが、ここはもう一段頑張ってください、必要な人には毎日、それから対象につきましても、そういう買い物等に出ることが非常に困難な条件を持った人たちに対しても拡大するというふうにお考えいただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

高齢者等の配食サービスを毎日実施していただきたいというお話でございます。私どものこの配食サービスにつきましては、平成19年9月から週5回という形で拡大をさせていただいておるところでございます。現在は150名の方に御利用いただいております。そのうち31名の方が週5回の御利用をいただいているという状況でございます。

議員御承知のように、この配食サービスにつきましては、1食当たり700円という経費が

かかるわけでございます。そのうちの400円が市の負担で、300円を自己で御負担いただいているという状況でございます。

こういった状況の中で、拡大の御要望でございますけれども、私は配食サービスをふやすということについてはあまりこだわりを持っているわけではございません。それよりも大事なことは、やはり自助努力だとか、個々の状況に応じてもう少しその方の御意見を聞いたりとか、そういう受け身的な形から少し前向きな形で考えていくことができないだろうかということをおっしゃっているわけでございます。例えば高齢者、いろんな状況があるかと思えますけれども、自己で調理をしていただける方は極力調理をしていただく。あるいは買い物に出かけていただく場合においては、だれか付き添いの方も含めて、自分の好きなものを食べたい、あるいはこういう調理をしていきたいんだという御本人の欲望も私は大事なことではないかなあというふうに思っております。

そんなことで、この配食サービスの回数をふやすということについては、まだ今後の検討という形の中でさせていただきたいと思えます。自助努力も含めまして、周りの方が一緒になって考えていく問題でもあろうかというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 弥富市ばかりじゃなくて、実際に高齢者、あるいは障害を持った皆さんで、もう亡くなりましたが、私がかつて相談に乗った方は、片一方の手がこれだけ動くだけで、寝たきりの状態で自宅で過ごしておりました。意識は非常にはっきりしておりますのでそれでも何とかあったんですが、人によっては本当にこの配食サービスというのはすごい力になっておるんですね。大体所得の少ない貧しい方たちで、お年寄りですし、そんなに食べないということもありまして、配食していただくと、半分食べて、あと冷蔵庫に入れてもう一回食べる。本当にこのサービスが始まって助かったという人たちも少なくありません。したがって、みんながみんな毎日配食する必要はないと思えますが、必要な人は毎日の配食ができて本当にほっとしておると。だから、だれでも無条件でということじゃないと思うんですが、必要な人には手をかけていくということが、市長もいつもおっしゃっておられます、必要な人には必要な支援というお考えと一致するものだと思います。少ない収入の中で、市がそうやって助成していただくということを通じて、本当によかったといって喜んでおられる人たちの声を聞くと、買い物になかなか行けない、介護認定も受けておられるけれどもそんなに重度じゃないという状態のもとでは、本当にこの配食サービスは助かりますということで、そういう人たちの声もあります。

それからもう一つは、この配食サービスを続ける上で大きなネックになっているのは、そんなに多くない数を配食するということで、事業者がなかなかそういう時間帯の人手を確保

することが難しい問題があると思います。つくることについて言えば、そんなに事業者の方たちは問題ないと思います。したがって、シルバー人材センターなんかとも相談をして配達が無理なくできれば、これは事業者にとっても注文があればできることだと思いますので、今市長は皆さんの声もと言われるんですが、毎日お願いしたいという人たちもおりますので、よく聞いていただいて、御家庭の事情でやむを得ない人たちについては可能な限り早い時期に対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 先ほど答弁させていただいたことが私どもの基本という形で御理解をいただきたいわけですが、御本人の希望というものもよく周りの方が聞いていただきたいなあと思います。

しかし、議員おっしゃるように、私どもといたしましても、一度個々の状況につきましても、調査するということちょっとおこがましいかもしれませんが、一度個々の皆さんの方の御意見等も伺いながら、今後の検討課題にさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（黒宮喜四美君） 次に立松新治議員、お願いします。

8番（立松新治君） 8番 立松新治。

通告に従い、3点について質問いたします。

1点目、鍋田支所について。

心理的、環境的、その他の要因によって登校できない状態にある児童・生徒に対し、集団生活の適応能力の向上を図り、学校復帰へ向けた適応指導支援室の開設を鍋田支所2階に設置されますが、現在の進捗状況、そして運営方法を聞かせてください。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） それでは、立松議員の御質問にお答えさせていただきます。

適応指導支援室、仮称「アクティブ」でございますけど、現在改修工事を進めております。9月からの開設を予定しております。

運用につきましては、教育課の方で所管をする予定でございます。

開設時間等につきましては、月曜日から金曜日までの午前9時から午後3時まで開設し、休日は原則として学校と同じですが、適応指導支援室につきましては、夏休みも同様に開催いたします。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 今まで近隣市町村にお世話になっていた経過があると思いますが、その辺のこれからの関連、関係、考え方、そしてまた指導員の方の予定、またアクティブの利用者の予定見込み数はどれだけあるのでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 教育課長。

教育課長（服部忠昭君） これまで私どもにはこういった施設がございませんでしたので、周辺の自治体等にお世話になっておりましたので、市外からの入室希望者につきましては、当然関係の教育委員会との協議がございますけど、5人程度を限度と考えております。

指導員につきましては、嘱託職員1名、臨時職員1名の2人体制でスタートを考えております。

利用希望者の把握につきましては、6月以降、体験入室等を実施し、数の把握に努めたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 今まで他町村に世話になっていたという中で、緊密に連携をとりながら、よりよい成果が出ることを願って、次の質問に移ります。

鍋田支所の隣地の招魂社、今後の取り扱いは、十四山地区の忠魂社も含めどうなりますか。また、文化遺産的な意味を持つような気がいたしますが、その辺の今後の対応をお願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（高橋 忠君） それでは立松議員の質問にお答えいたします。

まず、鍋田支所の隣接地の招魂社につきましては、平成21年度より歴史的な跡地として、保存を要する史跡として教育委員会が管理することになると思います。なお、十四山の忠魂社につきましても同様でございます。

今後は、その二つの招魂社等については、樹木管理等も含め、現状の保存をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 鍋田地域の招魂社、面積はどれほどありますか。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（高橋 忠君） 鍋田招魂社の面積でございますが、約570平米でございます。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 結構面積があるなあと。周囲は街路樹等で囲まれています。耐震性を踏まえ整備していただくことは結構なことだと思いますが、鍋田支所玄関に青少年健全育成宣言都市のモニュメントがありますが、あまりそのモニュメントが元気とは思われません。また駐輪場もそのような効果を示していないと思います。また、外にトイレもあると思いますが、鍋田地区の玄関にふさわしいと思われません。南側には環境センターがあり、総合的に鍋田支所、環境センター、招魂社、適応指導支援室アクティブと、我ら鍋田地域の中心と

考える中、送り迎えも考え、交通安全面も十分考慮して整備していただきたいと思いますが、市長にその辺の思いを答えていただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 今、議員御指摘の鍋田支所の玄関東側の青少年健全育成都市宣言の塔でございますが、これが少し老朽化というか、危険ではないかというようなことも御指摘いただきました。早急に整備をしたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

また、トイレ等につきましても、利用状況等をよく把握しながら、今後改善をしてみたいというふうに思っております。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 整備していただけるというふうに理解をしました。

もう一つ、招魂社を文化財的に保存していくという中で、この570平米は必要ないかと。その辺の、どれぐらいの面積を保存するか、余剰地はどれぐらい出てくるか、そして交通安全上、その跡がうまく使えると思われるかどうか、少しお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 教育部次長。

教育部次長（高橋 忠君） 鍋田支所の面積としては1,610平米ばかりあるわけですが、そのうちの東側、要するに駐輪場、それからトイレから東側の招魂社、これが約570平米ということで、この中に一对灯籠等があるわけですが、この灯籠につきましては、21年度にこの灯籠の囲いの工事を実施していきたいと思っております。また、十四山の忠魂社の方にも灯籠があるわけですが、耐震性も考えて、子供等の安全面も含めて、21年度に灯籠の囲い工事を実施していきたいと。そして交通安全上も十分注意しながら、考慮して整備を図ってきたいと考えております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 文化財として維持管理しながら、鍋田の中心であるこの地域を改善していただけると理解しましたので、次の質問に移ります。

2点目、広域農道についてお聞きいたします。

平成10年3月に弥富市と飛島村を結ぶ政広橋が竣工して約11年余り過ぎ、着実に延びてきて、だんだん便利に利用はされていますが、ここ数年、栄南小学校周辺はトラサク等で児童の通学安全等を確保されながら、そのままに長いことトラサク等で道路安全が進められ、早くそれが開通することを栄南小学校区の多くの人が強く望んでおります。広域農道の進捗状況はどうなっていますか。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 立松議員からの御質問でございますが、栄南小学校周辺の安全対

策を含めた進捗状況はということでございますが、広域農道でございます稲元から東末広の進捗状況につきましてでございますが、全体延長は約3.5キロメートルでございます。そのうち供用済みの延長につきましては2.5キロメートルでございます。未供用延長は1キロございまして、進捗率は71%であります。

栄南小学校の周辺の供用につきましては、大変御迷惑をおかけしておるわけでございますが、今現在、西尾張中央道の東西の取り付け部分の用地買収を鋭意県と私ども農政課の職員が行っておるわけでございますが、交渉がまとまり、なおかつ県道境・政成新田蟹江線の交差点に信号機が設置されれば供用開始となりますので、市といたしましても早い時期に供用開始になるよう、あわせて県へ要望してまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 部長の方から早急に開通するよう努力すると前向きな返事をいただきましたので、安全に通学・通勤ができるのを楽しみにして、地元の人にその旨を伝えていきたいと思っております。

また、十四山旧ユーストア（ピアゴ）東側の1号線との交差点、朝夕の車の渋滞が周辺の住民とか水田作業等にも支障を来しているのが現状ですが、渋滞解消の計画はありますか。

議長（黒宮喜四美君） 開発部長。

開発部長（早川 誠君） 広域農道とあわせまして、一般の道路を併用利用するわけでございますが、今御指摘の国道1号線でございますが、この国道1号線の拡幅のときに要望させていただきたいと思っております。

また、他の路線においても、道路事業中でありまして、将来的にはいろんな道路の事業の進捗によってまた新たな交通の流れが生じ、交通の動態が大きく変わってくると考えられますので、ひとつその点を御理解していただいております。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 1号線の拡幅に合わせてそういうことを考えていくと、ちょっと先の長い話ではありますが、そういう旨を持っておられるということで、次の質問に移ります。

3点目として、最後に公園管理についてお尋ねいたします。

公園については、目的が多種多様であり、市民の憩いの場所、子供の遊び場、防災用の避難所やスポーツができる多目的広場として幅広く利用されておりますが、市が管理する公園、子供の遊び場は何箇所、どれぐらいの面積があるかお聞かせください。

議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

開発部次長兼都市計画課長（伊藤敏之君） 立松議員にお答え申し上げます。

他部所管もございませうが、私の方からまとめてお答えをさせていただきます。

市で管理しております主な公園につきましては、都市計画決定されました公園・緑地、事業認定などによりまして整備されました公園が27カ所ございませう。また、そのほかに民間開発による子供の遊び場や緑地、市が移管を受け管理しております箇所が30カ所ございませう。これらの小規模な公園などを含めると57カ所ございませう。

なお、学校グラウンドなどは除きまして、開発部が28カ所（5.4ヘクタール）、民生部が29カ所（4.4ヘクタール）を管理しております。以上ございませう。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 60カ所ぐらいで約10ヘクタールと、大きな面積があるわけですが、南部地域には三稲地内、稲荷崎地内に小規模な公園がありますが、その一部では、ドングリの木が植わっているわけだ。それを楽しそうに拾っている子供の姿を見るわけだ。ほかの地域にも同様の規模の公園があると思ひますが、この3月7日に、公園を出て事故死と、美和町に賠償命令、管理に落ち度かと名古屋地裁で判決が出ましたが、安心・安全な管理運営ができないか、同じような施設を統合させることができないか、お尋ねします。

議長（黒宮喜四美君） 都市計画課長。

開発部次長兼都市計画課長（伊藤敏之君） 美和町の公園の件も出ましたが、私ども記事を真摯に受けとめまして、市の公園においても管理を徹底させたいと考えております。

また、御指摘の三稲地内、稲荷崎地内の公園を統廃合して集中管理できないかという御質問でございますが、過去から、敷地が自治会などの所有であるとか、遊具だけを市が管理しているとか、また開発の条件から確保された施設を市が管理しているなど、それぞれ目的や事情が異なる施設でございます。すべて必要な施設あると認識しておりますので、現段階ではそれぞれの統廃合は考えておりませう。以上ございませう。

議長（黒宮喜四美君） 立松議員。

8番（立松新治君） 統廃合は考えていないという中で、安心・安全の管理をきちっとやっていただきたいと思ひます。

また、この4月より十四山地区で、前に高濑議員が少し話をされましたが、三ツ又池公園が県より弥富市に移管されますが、この公園は、1．豊かな心・優しい心のはぐくみ、2．水郷景観・田園風景の保持、3．地域に根ざした施設整備、4．都市と農村の交流、5．夢のあるふるさとの自然の五つの基本コンセプトを持つ約15ヘクタールの規模で、約30億円の事業費により整備された施設であり、次の三つの大きな役割があります。防災的役割、環境的役割、啓発的役割と、広大な面積に思いと役割のある施設として、水郷地帯にふさわしい弥富市のシンボリックな存在となります。隣接する施設として県営海南こどもの国があり、今後これらとの連携した施設運用の活用が重要かと思ひますが、弥富市に移管され、今後は維

持管理において費用負担が増大することが考えられますが、管理体系が異なるにしても、維持管理を公園一括で管理運営することができれば、安全管理の徹底や経費削減が図られると思いますので、御提言を申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 次に山本芳照議員、お願いします。

9番（山本芳照君） 9番 山本です。

私は、3件について、さきの議会の中で市長の施政方針の中にも掲げられています項目について質問させていただきます。

初めに、妊婦の健康診査についてお伺いをいたします。

12月の定例議会で、妊婦健診についての質問に対し、現在5回行われている診査を21年度からは2回の助成を追加しまして、7回の無料化を考えているという答弁がなされまして、「議会だより 12号」に、健康推進課長の方から、「妊婦健診は21年度から2回の助成を追加し7回の無料化を考えている」と、このように載りました。この議会だよりを読まれた方から、無料だと思って診察を受けたらお金を取られたよ、これはどういうことかという問い合わせが実は私のところにもありまして、私も申しわけなく、そんなに詳しく内容を理解していたわけでありませんでしたので、役場の方にお伺いしまして実情を聞きました。弥富市では、現在、先ほども申し上げましたように、5回の健康診査が公費負担で実施されているというふうになっているわけですね。

この検査内容でありますけど、初めて妊娠されまして、健康手帳と母子手帳をもらって1回目の健康診査を受けるわけです。内容は、一般診察、尿検査、これはたんぱくとか糖等を調べるそうです。それから血圧の測定、それから血液の色素検査、梅毒検査、HBS抗原検査が、無料というふうには書かれておりませんが、公費で負担されますと。そのほかの検査を行ったときには、費用は本人負担ですよというふうに妊婦健康診査受診票には書かれておりますけど、妊婦さんはこれを読めば多少は理解できるかと思えますけれども、旦那さんなり、おじいさん、おばあさんはこれまで見ませんから、この議会だよりを読んで、妊婦健診は無料かと、これだけで頭の中がセーブされるわけですね。実際検査を受けたらお金を取られましたよと。この妊婦健診は5回まで現在受けられるわけで、1回目はそういう内容。2回目は、先ほど申し上げた項目に、あと超音波検査。ただしこれは、出産予定日が35歳以上の方であれば、2回目のときに、俗に言うエコーの検査も受けられますよというのが入っています。あと3回目、4回目、5回目は、1回目と同じ内容というふうになっているわけですね。

ちょっと伺いますけど、この検査内容5項目、一体全体どこで、だれが、どのような状況によってこの検査項目を決めたのか、教えていただきたいと思います。

議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） 山本議員の御質問にお答えします。

だれがどこで決めるということですが、現在行っています5回の公費負担による検査項目につきましては、県と県医師会、県産婦人科医会で調整された内容であります。これで行っております。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） どういう議論がなされてこの5項目が決まったのか、今、県等々で決まった内容でということ、これは愛知県下すべてこの検査項目は統一されているのか、これ以外の検査を受けても無料の市町村はあるのかないのか、お願いいたします。

議長（黒宮喜四美君） 健康推進課長。

健康推進課長（渡辺安彦君） 検査内容につきましては、県下ほとんど統一でやっております。

一般に「無料」というような言葉が使われますが、何もかも無料ではなく、実際は公費で負担される健診でございまして、母子手帳の交付の際には受診券の内容についてよく説明をさせていただきお渡ししておりますが、今後も今以上の注意を払うようにさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 今、これ以上の項目が公費負担でやられているのかいないかは、市の方もあまり把握していないということでありまして、私が思うには、妊婦さんにしてみれば、初めて妊娠して不安の中で、ある意味お医者さんの言うなりになって検査を受けるわけですね。そうすると、これ以外の検査を受けた場合に、おのずとお金がかかるということになるかと思えます。

そこで、私の意見としまして、今、国の方は健診の回数を14回まで無料だと。この「無料」という言葉が新聞紙上でも書かれているわけですね。それを見た場合、すべて無料だと錯覚を起こすわけなんです。私は、今回こういうことがわかった以上、ぜひ弥富市としても独自に検査項目の内容をふやすなり、本当にこの五つだけでいいのか、お母さんたちが安心・安全で子供を産める状態を行政としてもバックアップする必要があるような気がします。妊娠しますと、大体8ヵ月ぐらいから週1回ずつ健診に行くというふうに聞いておりますけど、そのときに当然自分の子供が逆子じゃないかといってエコーやなんかの検査を受けると思えます。そのときには完全に有料になっちゃうんですね。そういうことも含めて、やはりエコー検査も、毎回とは言いませんけど、数回は無料で健診の中で受ける制度をつくるべきじゃないかというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

議長（黒宮喜四美君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

確かに妊婦の健康診査についての無料という形の中で、そういった言葉がひとり歩きをしているという状況のものは、例えば私どもが母子手帳をお渡しするときにおいて説明不足というようなこともあろうかと思えます。また、お医者さんの窓口で、妊婦さんに対してしっかりとした時間を持って説明がされていないというような状況もあろうかと思えます。

この検査項目につきましては、先ほど課長が答弁したように、県と県医師会、あるいは県産婦人科の医師会の方で決定されていることをごさいます、私ども行政が単独にそういった項目をふやしていくというようなことにつきましては、相当精査をしていかないと誤解を招くということもごさいますので、今後の私どもとしても、意見として、要望として県の方や医師会の方にはお話をさせていただきたいということは思っておりますので、御理解賜りたいと思えます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 今、市長の方から前向きな御回答をいただきました。国の方も、「14回まで無料」という言葉が新聞に載っている以上、僕は内容の見直しは必要ではないかというふうに思っていますので、ぜひまた努力をしていただきたいと思えます。

次に、地域の活性化、市民と市の協働によるまちづくりの促進の、弥富市の地域づくり補助金についてお伺いをいたします。

昨年より始まりました地域づくりの担い手であり、地域の行うコミュニティ活動事業を支援し、地域の活性化に向けて、皆さんの力によって地域でいろいろな活動が行われているこの内容について補助しようということで、それぞれ市も努力をなされてきました。私どもの地域でも、コミュニティ活動に参加しようということでボランティア組織をつくっていただきまして、佐古木駅の周辺とか用水路の周辺、それから木曾川で行われました河川敷の環境美化等々にも参加させていただき、12月にはスポ少の子供たちと一緒に通学路周辺の環境美化等々活動を行ってきたところであります。

この活動には5万円が市の方から補助されるわけでありましたが、実はこの5万円の補助金でありますけど、活動が終わってから後でいただくということで、すべて役員さん等々が立てかえ払いをしてこの活動を行っているというのが、できて1年たった状況の中での実態でありました。今年度の事業計画の予算の中にもこの補助金が組まれているわけでありまして、ぜひ今年度から、一定程度実績があったところ、また事業計画、予算書等々を見て、市の方で審査をしていただいて、これだったら間違いのないよというクラブに対してぜひ事前に5万円を支給していただきますと、地域のこういったボランティア活動をやっている皆さんが立てかえ払いをしなくても十分有効に活用できるんじゃないかなというふうに思っております。

聞くところによりますと、去年の実績は、コミュニティ関係で2件、地域の団体で51件等、

合計53件のボランティアグループができて活動を行ったというふうに聞いておりますので、少しでもボランティア活動の皆さんが活性化するためにも、前金で予算をもらえれば結構ではないかなあというふうに思っていますので、市の考え方をお伺いさせていただきます。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） 地域づくりの補助金についてお答えをいたします。

地域の活性化と市民との協働を推進するため、平成20年度に創設いたしました地域づくり補助金につきましては、市民の皆様にご大関心を持っていただきまして、地域の環境美化活動や防犯・防災活動を初め、さまざまな分野から申請をいただきました。御承知のように、この平成20年度の補助金につきましては、初年度でございます、すべて団体ともに実績報告書に基づいて事業完了後に補助金の交付をしてきたところでございます。

この補助金の前払いを検討できないかというお尋ねでございますが、交付の特例といたしまして、交付要綱の第9条に、特に必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払いまたは前金払いによって交付することができるとなっておりますので、団体の活動内容や実績を十分に精査いたしまして、必要性が認められる場合には前払いは可能でございますので、新年度の申請時にその旨を担当課である企画政策課の方へ申し出てください。以上でございます。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） ありがとうございます。

私も地域の皆さんに、こういったお話があったよということだけはきちっと報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

最後に、防災広場の整備着工についてお伺いをいたします。

市長の施政方針の中で述べられております安全・安心なまちづくり、災害に強いまちづくりの一環として、大規模な地震など、災害発生の際に防災活動の拠点となる広場の計画を進めております。既に大藤小学校の前の児童館のところには防災広場が設置されております。本年度は白鳥地区内で用地買収を進めてまいりたいというふうに述べられております。白鳥地区の人口は、現在5,788人です。そのうち関西線の南側、市江川より東側の地域、俗に言う楽平、又八、佐古木、白鳥台で3,486の方が住んでおられます。この地区には保育所、小学校、中学校、コミュニティーの拠点の場所等、公共施設は一カ所もありません。あるのは国道1号線の南側に竜頭公園とヨシツヤさんがあるという、こんな状況であります。市は具体的にどの地区にこの防災広場を計画しているのか、明らかにしていただきたいと思っております。

議長（黒宮喜四美君） 総務部長。

総務部長（下里博昭君） 防災広場についてお答えをいたします。

白鳥学区のどんな地区に計画しているのかというお尋ねでございますが、現段階ではまだ決定はしておりませんが、御指摘のように当学区の人口の重心地区でありますJR関西本線と近鉄線、なおかつの間には防災拠点となる公共施設もないということですので、この地区で選定をしていきたいと考えているところでございます。以上です。

議長（黒宮喜四美君） 山本議員。

9番（山本芳照君） 学区の中ではいろいろ意見があろうかと思えますけれども、またどこかで市の方もそういった防災広場の建設に向けてのお話が地区であろうかとは思いますが、私が申し上げた人口密度の関係がこんなような状況になっているということも十分配慮していただき、一日も早い広場の着工に向けて努力がされるようお願いしておきまして、私の発言を終わります。ありがとうございました。

議長（黒宮喜四美君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思えますので、本日の会議はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~

午後4時34分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒宮喜四美

同 議員 三浦義美

同 議員 中山金一

